

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2025年1月1日
(第50期) 至 2025年12月31日



株式会社 ソディック

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号

(E01504)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	11
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	11
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	13
3. 事業等のリスク	17
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	24
5. 重要な契約等	28
6. 研究開発活動	29
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	32
第4 提出会社の状況	33
1. 株式等の状況	33
(1) 株式の総数等	33
(2) 新株予約権等の状況	33
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	46
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	47
(5) 所有者別状況	47
(6) 大株主の状況	48
(7) 議決権の状況	50
2. 自己株式の取得等の状況	51
3. 配当政策	52
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	53
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	53
(2) 役員の状況	59
(3) 監査の状況	67
(4) 役員の報酬等	70
(5) 株式の保有状況	72
第5 経理の状況	75
1. 連結財務諸表等	76
(1) 連結財務諸表	76
(2) その他	134
2. 財務諸表等	135
(1) 財務諸表	135
(2) 主な資産及び負債の内容	155
(3) その他	155
第6 提出会社の株式事務の概要	156
第7 提出会社の参考情報	157
1. 提出会社の親会社等の情報	157
2. その他の参考情報	157
第二部 提出会社の保証会社等の情報	158

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【事業年度】	第50期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社ソディック
【英訳名】	Sodick Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 社長執行役員 坪 祐次
【本店の所在の場所】	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
【電話番号】	(045) 942-3111 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 高木 正人
【最寄りの連絡場所】	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
【電話番号】	(045) 942-3111 (代)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 高木 正人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	75,174	80,495	67,174	73,668	80,572
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	8,588	8,275	△1,257	3,627	5,231
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	6,591	6,021	△4,604	4,115	4,514
包括利益 (百万円)	10,524	10,138	△1,143	8,907	7,483
純資産額 (百万円)	74,438	80,993	77,129	84,427	90,592
総資産額 (百万円)	134,866	138,433	134,066	144,993	155,695
1株当たり純資産額 (円)	1,376.33	1,548.28	1,519.02	1,668.55	1,786.89
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	125.67	112.67	△90.29	81.06	89.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	83.35
自己資本比率 (%)	55.2	58.5	57.5	58.2	58.1
自己資本利益率 (%)	10.0	7.8	△5.8	5.1	5.2
株価収益率 (倍)	6.52	6.29	—	9.08	10.77
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,642	3,543	△14	9,969	7,147
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,203	△10,957	△2,492	△1,632	△3,955
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,932	△6,012	1,421	△1,041	△2,484
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	44,229	33,158	33,305	42,569	44,983
従業員数 (人)	3,683	3,746	3,562	3,417	3,272
(外、平均臨時雇用者数)	(518)	(680)	(491)	(268)	(245)

(注) 1. 第46期、第47期、第48期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 第48期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第47期の期首から適用しており、第47期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月		2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(百万円)	42,240	45,544	38,629	43,260	45,504
経常利益	(百万円)	3,819	4,382	1,726	3,061	4,036
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	2,666	3,868	△114	3,207	4,145
資本金	(百万円)	24,618	24,618	24,618	24,618	24,618
発行済株式総数	(株)	58,292,239	57,292,239	54,792,239	54,792,239	54,792,239
純資産額	(百万円)	47,084	48,529	46,198	47,749	50,528
総資産額	(百万円)	94,346	92,426	90,848	96,665	99,785
1株当たり純資産額	(円)	871.19	928.38	910.50	944.25	997.27
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当 額)	(円)	26.00 (13)	27.00 (13)	29.00 (14)	29.00 (14)	29.00 (14)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△)	(円)	50.83	72.38	△2.24	63.18	81.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	76.53
自己資本比率	(%)	49.9	52.5	50.9	49.4	50.6
自己資本利益率	(%)	6.2	8.1	△0.2	6.8	8.4
株価収益率	(倍)	16.11	9.80	—	11.65	11.73
配当性向	(%)	51.1	37.3	—	45.9	35.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	924 (197)	1,087 (199)	1,183 (197)	1,180 (161)	1,173 (129)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%) (%)	95.9 (112.7)	86.5 (110.0)	92.1 (141.1)	96.1 (169.9)	125.0 (213.2)
最高株価	(円)	1,175	869	805	832	1,043
最低株価	(円)	760	690	645	597	664

- (注) 1. 従業員数については、提出会社からその連結子会社等への出向者数を除いて記載しております。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所（プライム市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
3. 第46期、第47期、第48期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第48期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第47期の期首から適用しており、第47期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 第50期の1株当たり配当額については、2026年3月30日開催予定の定時株主総会で決議予定のものであります。

2 【沿革】

1976年 8月	横浜市緑区（現 青葉区）桜台に資本金2,000万円で設立、放電加工機の開発・製造・販売を開始
1976年12月	横浜市緑区（現 都筑区）池辺町に本社・工場を移転
1978年12月	横浜市港北区新羽町に本社・工場を移転
1980年 6月	福井県坂井郡（現 坂井市）坂井町に福井事業所を開設
1980年 8月	米国Sodick-Inova Inc.（現Sodick, Inc.）に資本参加
1982年 3月	米国にSodick Ltd. を設立
1982年 6月	横浜市緑区（現 都筑区）池辺町に関係会社株式会社エス・アンド・オー（株式会社ケイ・エッチ・エスと合併）を設立
1982年10月	横浜市港北区新横浜に本社を移転
1983年 3月	ドイツ・フランクフルト市にSodick Europe GmbHを設立
1983年12月	Sodick, Inc. がSodick Ltd. を吸収合併
1986年 2月	東京証券取引所市場第二部へ株式を上場
1987年 8月	石川県加賀市に加賀事業所を開設
1988年 1月	加賀事業所内にセラミック工場を開設
1988年11月	タイにSodick (Thailand) Co., Ltd. を設立（日本アジア投資株式会社と合併）
1989年 3月	横浜市緑区（現 都筑区）仲町台に技術・研修センターを開設
1989年11月	加賀事業所内に射出成形機工場を開設
1991年 4月	ジャパックス株式会社に資本参加
1991年 5月	中国・上海市に上海沙迪克軟件有限公司を設立
1992年10月	ジャパックス株式会社より放電加工機に関する部門の営業の一部を譲受
1994年12月	中国・蘇州市に蘇州沙迪克特種設備有限公司を設立
1997年 1月	横浜市都筑区仲町台の技術・研修センター内に本社を移転
1997年 4月	中国・上海市に沙迪克機電（上海）有限公司を設立
1997年10月	国際標準化機構の定める品質保証規格「ISO 9002」を加賀事業所・福井事業所で取得
2000年 5月	株式交換により株式会社ケイ・エッチ・エス（現 株式会社ソディックエフ・ティ）を完全子会社化
2001年 8月	連結子会社株式会社ソディックプラスチックがジャスダック市場に上場
2005年12月	連結子会社株式会社ソディックハイテックが大阪証券取引所「ヘラクレス」スタンダードに上場
2006年 7月	中国・福建省に沙迪克（厦門）有限公司を設立
2007年 3月	食品機械事業へ進出
2009年 3月	連結子会社株式会社ソディックC P Cを吸収合併
2009年10月	連結子会社株式会社ソディックハイテックを吸収合併
2010年 5月	LED照明事業の開始
2012年 7月	連結子会社株式会社ソディックプラスチックを吸収合併
2013年 2月	タイでSodick (Thailand) Co., Ltd. の第2工場竣工
2013年12月	株式会社OPMラボラトリーに資本参加
2015年 3月	東京証券取引所市場第一部銘柄へ指定
2016年 4月	加賀事業所内に食品機械工場を開設 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行及び自己株式の取得を実施
2018年 2月	米国Sodick, Inc. テクセンターを新設（移転）
2018年 5月	横浜市都筑区仲町台の技術・研修センター内に2号棟（研究開発棟）を新設
2018年11月	加賀事業所内にマルチファクトリーを竣工
2019年 4月	英国Sodick Europe Ltd. テクセンターを新設（移転）
2019年 7月	中国・上海市に蘇比克富夢（上海）貿易有限公司を設立
2020年 9月	株式会社OPMラボラトリーを清算
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年 7月	株式会社ソディックエフ・ティより放電加工機用消耗品の開発、製造、販売事業を承継
2023年 1月	中国・福建省の沙迪克（厦門）有限公司内に、新工場を竣工
2023年11月	加賀事業所内に新食品機械工場を竣工
2024年 4月	イタリアの金属3Dプリンタ企業Prima Additive S.r.l.（現AltForm S.r.l.）と資本業務提携
2025年 5月	Prima Additive S.r.l.（現AltForm S.r.l.）を子会社化
2025年 7月	第1回新株予約権及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行
2025年12月	中国・蘇州市の蘇州沙迪克特種設備有限公司を移転し、蘇州テクセンターを竣工

3【事業の内容】

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）は、当社、連結子会社21社及び持分法適用関連会社1社で構成されており、放電加工機、マシニングセンタ並びに金属3Dプリンタ、レーザー加工機等の開発・製造・販売を行う工作機械事業、射出成形機等の開発・製造・販売を行う産業機械事業、麺製造プラント、製麺機、包装米飯製造装置などの食品機械の開発・製造・販売を行う食品機械事業、プラスチック成形品等の製造、リニアモータ応用製品及びその制御機器、セラミックス製品、LED照明などの開発・製造・販売などのその他事業で構成され、各事業が有機的に結合・協生して事業の発展に寄与しております。また、これらの事業を担当する関係会社の位置づけは下記のとおりであります。

なお、次の各事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

(1) 工作機械事業

① 開発・製造拠点

放電加工機、細穴放電加工機、マシニングセンタ、金属3Dプリンタ、レーザー加工機並びに放電加工機消耗品及び周辺機器の開発・製造を、当社が担当しております。放電加工機並びに細穴放電加工機の開発及び製造を、Sodick (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)、蘇州沙迪克特種設備有限公司 (中国)、沙迪克 (厦門) 有限公司 (中国) が担当しております。金属3Dプリンタの開発・製造をAltForm S.r.l. (イタリア) が担当しております。また、上海沙迪克軟件有限公司 (中国) は、工作機械用NC装置のソフトウェアの開発を行っております。

② 販売・保守サービス拠点

放電加工機、細穴放電加工機、マシニングセンタ並びに金属3Dプリンタ、レーザー加工機の販売及び保守サービス、加工技術指導については、当社が国内を、Sodick, Inc. (アメリカ)、Sodick Technologa Mexico, S.A. DE C.V. (メキシコ) が北・南米地域を、Sodick Deutschland GmbH (ドイツ) がドイツ語圏を、Sodick Europe Ltd. (英国) がその他のヨーロッパ地域を、沙迪克機電 (上海) 有限公司 (中国)、Sodick (Taiwan) Co.,Ltd. (台湾)、Sodick International Trading (Shenzhen) Co.,Ltd. (中国) が中華圏を、当社及びSodick Korea Co.,Ltd. (韓国) が韓国を、Sodick (Thailand) Co.,Ltd. (タイ) がタイを、Sodick Vietnam Co.,Ltd. (ベトナム) がベトナムを、Sodick Technologies India Private Limited (インド) がインドを、Sodick Singapore Pte.,Ltd. (シンガポール)、Sodick Technology (M) Sdn. Bhd. (マレーシア) がその他の東南アジア地域とオセアニア地域を担当しております。また、金属3Dプリンタの販売及び保守サービス、加工技術指導については、AltForm S.r.l. (イタリア) がヨーロッパ地域を担当しております。

(2) 産業機械事業

① 開発・製造拠点

当社及びSodick (Thailand) Co.,Ltd. (タイ) が射出成形機の開発及び製造を担当しております。

② 販売・保守サービス拠点

当社及びPlustech Inc. (アメリカ)、Sodick (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)、Sodick Singapore Pte.,Ltd. (シンガポール)、Sodick (Taiwan) Co.,Ltd. (台湾)、沙迪克機電 (上海) 有限公司 (中国)、Sodick International Trading (Shenzhen) Co.,Ltd. (中国)、Sodick Korea Co.,Ltd. (韓国) 等が射出成形機の販売及び保守サービスを担当しております。

(3) 食品機械事業

① 開発・製造拠点

当社及び沙迪克 (厦門) 有限公司 (中国) が食品機械の開発及び製造を担当しております。

② 販売・保守サービス拠点

当社及び沙迪克 (厦門) 有限公司 (中国)、蘇比克富夢 (上海) 貿易有限公司 (中国) が食品機械の販売及び保守サービスを担当しております。

(4) その他

① 精密金型・精密成形事業

(イ) 開発・製造拠点

株式会社ソディックエフ・ティが金型の設計・製造並びにプラスチック成形加工を担当しております。

(ロ) 販売拠点

株式会社ソディックエフ・ティが金型、プラスチック成形品の販売を担当しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金または出資金	主要な事業の内容	議決権所有割合(%) (注3)	関係内容				
					役員の兼任(人) (注2)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	その他
(連結子会社) 株式会社ソディック エフ・ティ	横浜市 都筑区	百万円 91	ファインセラミックス等の製品の開発・製造・販売、金型及び成形品の製造・販売、不動産管理	100	1	—	当社からの製品仕入、原材料の代行仕入・商品の仕入、原材料の仕入	建物の賃貸借 ソフトウェアの賃貸借	—
Sodick, Inc. (注1、6)	アメリカ 合衆国	千米ドル 671	北・南米における当社製品の販売・アフターサービス	100 (100)	2(1)	—	当社製品の販売・保守サービス	ソフトウェアの賃貸借	—
Sodick America Corporation	アメリカ 合衆国	千米ドル 900	工作機械用ハードウェア及びソフトウェアの開発	100	0(3)	—	工作機械用NC装置のハードウェア及びソフトウェアの開発	—	—
Sodick Singapore Pte., Ltd.	シンガポ ール	千シンガ ポールドル 300	東南アジアにおける当社製品の販売・アフターサービス	100	1(2)	—	当社製品の販売・保守サービス	ソフトウェアの賃貸借	—
上海沙迪克軟件有限公司	中国	百万円 166	ソフトウェアの開発	82 (20)	0(7)	—	ソフトウェアの開発	—	—
沙迪克機電(上海) 有限公司 (注7)	中国	千米ドル 3,140	中国における当社製品の販売・アフターサービス	100	1(5)	—	当社製品の販売・保守サービス	ソフトウェアの賃貸借	—
蘇州沙迪克特種設備 有限公司	中国	千米ドル 8,187	放電加工機、各種産業機器の製造	100	2(7)	—	原材料の代行仕入・製品の仕入	ソフトウェアの賃貸借	—
Sodick(H.K.) Co., Ltd.	中国 香港	千米ドル 2,000	原材料の調達と関係会社への販売	100	0(4)	—	原材料の仕入	ソフトウェアの賃貸借	—
Sodick(Taiwan) Co., Ltd.	台湾	千NTドル 100,000	台湾における当社製品の販売・アフターサービス	100	1(2)	—	当社製品の販売・保守サービス	ソフトウェアの賃貸借	—
Sodick(Thailand) Co., Ltd. (注1)	タイ	千タイバーツ 740,000	放電加工機、射出成形機、各種産業機器の製造、タイにおける当社製品の販売・アフターサービス	100	2(5)	短期貸付金・ 長期貸付金	当社製品の販売・保守サービス、原材料の代行仕入、製品の仕入	ソフトウェアの賃貸借	債務保証
Sodick Europe Ltd. (注1)	英国	千ポンド 100	欧州における当社製品の販売・アフターサービス	100 (100)	1	—	当社製品の販売・保守サービス	ソフトウェアの賃貸借	—
Sodick Deutschland GmbH	ドイツ	千ユーロ 150	欧州における当社製品の販売・アフターサービス	100 (100)	1(1)	—	—	ソフトウェアの賃貸借	—

名称	住所	資本金または出資金	主要な事業の内容	議決権所有割合(%) (注3)	関係内容				
					役員の兼任(人) (注2)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	その他
Sodick Holding Corporation	アメリカ合衆国	千米ドル 1,000	北・南米における事業統括会社	100	1	—	—	—	—
Sodick Europe Holdings Ltd.	英国	千ポンド 6,739	欧州における事業統括会社	100	0(1)	—	—	—	—
Sodick Korea Co., Ltd.	韓国	千韓国ウォン 300,000	韓国における当社製品の販売・アフターサービス	100	0(3)	—	当社製品の販売・保守サービス	ソフトウェアの賃貸借	—
沙迪克(厦門)有限公司 (注1)	中国	千米ドル 81,500	放電加工機、各種産業機器の製造、食品機械の製造・販売、磁石の製造・開発	100	1(9)	—	原材料の代行仕入、製品の仕入	ソフトウェアの賃貸借	—
Sodick International Trading (Shenzhen) Co., Ltd. (注5)	中国	千香港ドル 13,000	中国における当社製品の販売・アフターサービス	100 (100)	0(1)	—	当社製品の販売・保守サービス	ソフトウェアの賃貸借	—
Sodick Technology (M) Sdn. Bhd.	マレーシア	千マレーシアリンギット 2,500	東南アジアにおける当社製品の販売・アフターサービス	100 (100)	0(2)	—	—	ソフトウェアの賃貸借	—
Sodick Vietnam Co., Ltd.	ベトナム	億ドン 135	ベトナムにおける当社製品の販売・アフターサービス	100 (33.3)	1(5)	—	当社製品の販売・保守サービス	ソフトウェアの賃貸借	—
Sodick Technologia Mexico, S.A DE C.V.	メキシコ	千米ドル 1,500	メキシコにおける当社製品の販売・アフターサービス	100 (30)	1(2)	—	—	—	—
AltForm S.r.l.	イタリア	千ユーロ 116	金属3Dプリンタの製造・販売	94.4	1(1)	長期貸付金	—	—	債務保証
(持分法適用関連会社) Plustech Inc.	アメリカ合衆国	千米ドル 800	北・南米における射出成形機の販売・アフターサービス	49	1(1)	—	当社製品の販売・保守サービス	—	—

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 役員の兼任欄の()書きの数(外書)は、当社の従業員であります。

3. 議決権所有割合欄の()書きの数(内書)は、議決権所有割合の中の間接所有割合であります。

4. 上記子会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過会社はありません。

5. Sodick International Trading (Shenzhen) Co., Ltd. については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	12,320百万円
(2) 経常利益	1,116百万円
(3) 当期純利益	829百万円
(4) 純資産額	2,560百万円
(5) 総資産額	6,231百万円

6. Sodick, Inc. については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	11,097百万円
(2) 経常利益	1,143百万円
(3) 当期純利益	827百万円
(4) 純資産額	7,706百万円
(5) 総資産額	10,934百万円

7. 沙迪克機電（上海）有限公司については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	8,673百万円
(2) 経常利益	325百万円
(3) 当期純利益	251百万円
(4) 純資産額	3,169百万円
(5) 総資産額	7,351百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
工作機械事業	2,352	(92)
産業機械事業	315	(29)
食品機械事業	147	(13)
報告セグメント計	2,814	(134)
その他	317	(66)
全社（共通）	141	(45)
合計	3,272	(245)

- (注) 1. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,173 (129)	42.3	14.4	6,197,248

セグメントの名称	従業員数（人）	
工作機械事業	623	(41)
産業機械事業	254	(28)
食品機械事業	141	(13)
報告セグメント計	1,018	(82)
その他	14	(3)
全社（共通）	141	(44)
合計	1,173	(129)

- (注) 1. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。
2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 平均年間給与は税込支払給与額であり、基準外賃金及び賞与が含まれております。

(3) 労働組合の状況

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）には、一部の会社で労働組合が組織されておりますが、労使関係について、特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
4.0	68.2	76.8	79.2	50.8	(注) 3

② 連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1			
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
株式会社ソディックエフ・ティ	10.3	75.0	71.9	85.6	72.3	(注) 3

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 労働者の男女の賃金の差異についての補足説明は以下のとおりであります。
- ・当社は給与規程や評価制度において、男女で差異は設けておりません。
 - ・男女の賃金差異に影響を与えている主な理由として、正規雇用労働者においては、男女の平均年齢の差があることに加え、賃金水準の高い管理職に占める女性の割合が低い点が要因として考えられます。
 - パート・有期労働者においては、定年嘱託社員(相対的に賃金が高い)の多くが男性であることが影響しております。
4. 上記以外の連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「創造」「実行」「苦勞・克服」の精神のもと、お客様へ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業としてのものづくりを通して社会の持続的な発展に貢献することを基本理念とし、その実現に向け取り組んでおります。自動車や通信分野をはじめとした技術革新、省人化ニーズの高まり、カーボンニュートラル・持続可能な開発目標（SDGs）の促進を背景に、ものづくりの現場においても、さらなる高精度化、高速化、自動化はもとより、操作性の向上、電力使用量や廃棄物の削減、工程集約、IoT・AI技術への対応等が求められております。これらの「進化するものづくりへの貢献」を重要な経営課題と捉え、新製品開発の促進、トータルソリューションの展開、アフターサービスの充実、IoT・AI技術を活用した付加価値の提供等、事業の拡大とサステナビリティの取組みを一体で推進しております。

また、当社グループは2026年8月に設立50周年を迎えるにあたり、次の50年に向けて目指す姿をより明確にするため、2026年1月に新たな理念体系を制定しました。当社グループは「創造力とイノベーションでモノづくりの未来を切り拓く」のパーパスのもと、進化する時代の中で果敢に挑戦を続け、持続的な成長とさらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

① 中期経営計画（2026年12月期-2029年12月期）

中期経営計画を従前のローリング型から、コミットメント型の計画へ転換し、各指標達成に向け取り組んでまいります。具体的なアクションプランは2026年5月以降公表予定です。

	第50期 (2025年12月期) 実績	第51期 (2026年12月期) 予想	第54期 (2029年12月期) 目標
売上高	805億円	885億円	1,000億円
営業利益	42億円	55億円	100億円
PBR	0.5倍	—	1.0倍
ROE	5.2%	5.6%	8.0%
EPS	89円	100円	130円

事業別の事業計画及び具体的な施策は以下のとおりです。

工作機械 事業		第50期 (2025年12月期) 実績	第51期 (2026年12月期) 予想
	売上高	58,332百万円	64,700百万円
セグメント利益	5,465百万円	6,300百万円	

自動車、半導体、電子部品向けを中心に、ものづくりの高度化・省人化に伴う高精度機の需要は中長期的には増加が見込まれます。引き続き販売強化に注力している米国、欧州、インド、メキシコなどの地域や生成AIの普及に伴い、設備投資が増加しているデータセンター向けの光通信デバイス、超精密度光コネクタ（MTフェルール）関連等への需要拡大が見込まれます。また、機械販売に加え、保守サービス、消耗品販売の強化に取り組むことにより、売上高は前期比で増加となる見通しです。

産業機械 事業		第50期 (2025年12月期) 実績	第51期 (2026年12月期) 予想
	売上高	9,730百万円	10,500百万円
	セグメント利益	518百万円	800百万円
<p>生成AIの普及に伴うデータセンターの増加による電子部品向けの需要拡大を見込んでおります。また、電力消費量・廃棄物の削減を始めとする環境対応として、当社は独自技術であるV-LINE方式の射出成形機により安定した可塑化・計量・射出を実現し、さらに使用済み製品を再利用するサーキュラーエコノミーにも取り組んでおります。ものづくりの高度化、電子部品、医療機器産業等でのニーズを捉え、超精密成形部品分野での強みを活かし、売上高は前期比で増加となる見通しです。</p>			
食品機械 事業		第50期 (2025年12月期) 実績	第51期 (2026年12月期) 予想
	売上高	6,952百万円	7,700百万円
	セグメント利益	981百万円	1,000百万円
<p>アジア地域において米飯製造装置、製麺機等の需要が継続するため、売上高は前期比で増加となる計画です。麺、米飯に次ぐ第3の柱として菓子、惣菜等の分野への展開を進めるほか、ベトナム等の東南アジアでの販売拡大を目指します。</p>			

② 株式会社アドバンテッジパートナーズとの連携施策の推進

2025年7月に事業提携をしたアドバンテッジパートナーズ社の高度な知見を持つメンバーと当社間でプロジェクトを組成し、「グローバル」×「ソリューション提供」×「高付加価値化」によるビジネスモデルの転換に向けた取組みを推進してまいります。

プロジェクト	テーマ
販売力強化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 重点地域や重点産業向けの販売強化 営業人員一人ひとりの営業力強化 DX、データ活用
ソリューション強化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ソリューション売上拡大 顧客LTV・高付加価値化
在庫適正化プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 製販連携の仕組み強化 在庫回転期間の短縮
M&Aプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> M&A戦略による事業成長 新規事業創造・高付加価値化

③ 資本配分に関する基本方針の変更

当社は、中長期的な企業価値向上を目指し、将来の成長投資と株主還元の充実を両立させることを資本政策の基本方針としています。資本効率を重視した経営をさらに推進するため、2026年度より株主還元方針を刷新しています。

利益成長に応じた株主還元を明確化し、投資家の皆様への予見性向上のため、減配を行わないことを基本とする累進配当を導入します。また、総還元性向40%以上を目安とし、安定的かつ機動的な還元を実施します。

なお、中期経営計画期間（2026年度から2029年度の4か年）では、資本効率の最適化を重点課題とし、期間全体で総還元性向70%以上を目安に積極的な株主還元を行い、資本構成の適正化を図ってまいります。

※ 総還元性向の計算式：

$$n \text{ 年度の総還元性向} = \frac{n \text{ 年度の配当} + n \text{ 年度の自己株式取得額}}{n \text{ 年度の当期純利益}}$$

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

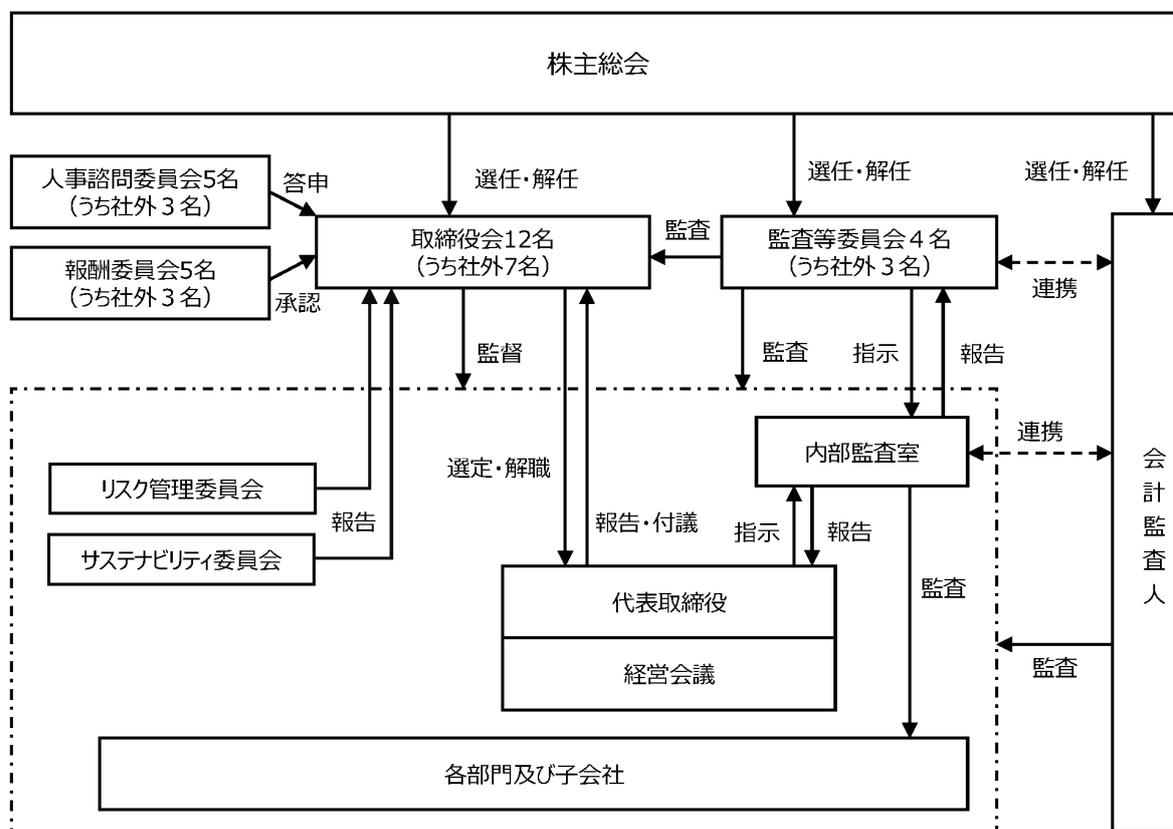
「サステナビリティ基本方針」

当社グループは、「創造」「実行」「苦勞・克服」の精神をもとに、お客様へ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業として社会の持続的な発展に貢献することを基本理念としております。

その実現に向けて「ソディック・グループ企業倫理憲章」、「企業行動基準（コンプライアンス指針）」に則り、誠実な事業活動の実践を基本に「進化するものづくりへの貢献」、「環境マネジメントへの対応」、「人材の多様性の促進」、「ガバナンスの強化」のサステナビリティを巡る課題への対応を重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値向上の観点から積極的に取組んでおります。

(1) ガバナンス

当社グループはサステナビリティ委員会を設置し、グループ全体でサステナビリティの取組みを推進しております。本委員会は代表取締役を委員長とし、年4回の頻度で開催され、気候変動・人的資本への対応を始めとする重要議題について議論し、本委員会と各部署が連携し、PDCAサイクルを回すことで、長期的かつ計画的にサステナビリティ活動を推進しております。決定した内容は年1回以上取締役会に報告され、必要に応じてその内容について審議され、グループ全体の経営に反映されております。



(2) 戦略

(a) 気候変動

当社グループは、気候変動が事業に及ぼすリスクと機会について気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に基づく検討を行い、様々な対応策を講じるとともに継続的な情報開示に努めております。

詳細は、当社ウェブサイト(URL <https://www.sodick.co.jp/sustainability/environment/tcfid.html>)において公表している「TCFD提言に準拠した気候関連財務情報開示」をご参照ください。

(b) 人的資本・多様性

当社グループは、人財こそが中長期的に企業価値を向上する重要な資本と考えており、従業員が会社とともに成長し、性別や国籍、新卒・中途等の多様性を認め合い、全従業員が活躍できる職場環境・企業文化づくりを目指しております。

グローバルな事業展開や多様な市場ニーズに対応した新規ビジネスの開発、付加価値の創造等の事業環境の変化へ対応するためには、多様な視点や価値観を尊重することが重要であり、「一体感のある人財マネジメントの推進」、「人財の多様性を重視した採用と登用の継続」、「働きやすい社内環境整備、キャリア支援」の方針のもと、社員は専門性を高め、国内外の多様な人材との交流により人脈とキャリアを形成し、さらに様々な分野で経験・技能・キャリアが異なる人材を積極的に採用し、相互に融合することが新たな価値創造の源泉となると考えております。

(3) リスク管理

当社グループは、当事業に関するリスクを管理するため、リスク管理委員会を設置しております。気候変動に関連するリスクについても、リスク管理委員会が統括する全社的なリスク管理に統合されており、四半期に1回子会社及び各部門からリスク情報が報告され、特定されたリスクは発生可能性と影響度の2軸で評価しております。特に重要なリスクについては、対応方針や施策を検討し、取締役会へ報告・審議された後に、事業戦略へ反映されております。

(4) 指標及び目標

(a) 気候変動

当社グループは、気候変動によるリスクと自社の環境経営推進を評価・管理する指標に、温室効果ガス排出量（Scope1,2）を設定しており、2030年に2017年比46%削減を目標として掲げております。また、今後は、Scope3を含めた全体での温室効果ガス排出量削減への取組みを推し進め、2050年までのカーボンニュートラルを目指してまいります。今後、目標達成のため、自社施設への太陽光発電設備の設置拡張など積極的な再生可能エネルギーの導入の推進に加えて、社会全体の脱炭素化に向けた、自社製品の環境負荷低減の性能向上への技術開発に取り組んでまいります。

(b) 人的資本・多様性

当社グループは、上記「(2) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、下表の指標を用いております。

対象会社	指標	目標	実績 (当連結会計年度)
提出会社	ES（従業員満足度）スコア	2026年までに 偏差値55以上	41
提出会社及び国内連結子会社	管理職に占める女性労働者の割合	2026年までに5%	4.9%
提出会社及び国内連結子会社	男性労働者の育児休業取得率	2027年までに 100%	69.2%

(注) 1. ES（従業員満足度）スコアは提出会社を対象としているため、連結子会社は含んでおりません。

2. 管理職に占める女性労働者の割合及び男性労働者の育児休業取得率は国内法を基本としたものであるため、提出会社及び国内連結子会社を対象としております。

<エンゲージメントについて>

当社は、従業員一人ひとりが心身ともに健康で、さらなる成長へチャレンジが続けられるよう、職場環境の改善と健康づくりを積極的に推進し、会社と従業員の健全な成長の維持がモチベーションアップに繋がり、会社全体の生産性向上、企業業績の向上に繋がると考えております。

これらを実現するためには、現状の課題を把握する必要があります。客観的なデータを取得するため、従業員満足度調査を実施しており、会社全体の状態や、従業員が「期待していること」、「求めていること」を把握しながら改善し、従業員一人ひとりも当事者として組織に向き合い、より良い組織づくりを目指しながら健康経営も実現させていきます。

また、エンゲージメント向上がもたらすメリットとして主に次の5点を挙げております。

労働生産性の向上	「エンゲージメントスコア」と「労働生産性」には正の相関が見られ、スコアの上昇に伴い労働生産性も上昇すると考えている。
営業利益率の向上	「エンゲージメントスコア」と「当期の営業利益率」にも正の相関が見られ、スコアの上昇に伴い営業利益率も上昇すると考えている。
退職率の低下	「エンゲージメントスコア」が高い組織ほど、「退職率」は下がる傾向が見られ、また、特にミドル層の退職率低下にも寄与すると考えている。
顧客満足度の向上	「エンゲージメントスコア」が高くと、コミュニケーションの質の向上、事故の減少、商品欠品の減少、顧客満足度の上昇などに効果があると考えている。
企業価値の向上	「エンゲージメントスコア」の向上に伴い、営業利益や企業価値も向上すると考えている。

全社的にエンゲージメントスコアを上げるためには、不満に繋がる「衛生要因（制度待遇等）」と満足感を与える「促進要因（組織風土等）」の両方を並行してアプローチする必要があると考え、当社では、まず2022年下期に賞与の見直しと大幅なベースアップを実施しました。昨今の賃上げ機運もあり、今後も継続的に処遇改善を検討するとともに、タウンホールミーティング等の実施により職場環境改善に迅速対応し、組織風土を変えていく仕掛けを作り、「衛生要因」と「促進要因」の両方にアプローチすることで、エンゲージメントスコアを目標値まで上げていきます。

また、持続的にイノベーションを起こして継続的に業績を上げるためには従業員のやりがいを高めることが大事であり当社の最重要課題と認識し、2024年4月よりESスコアが役員報酬に連動する仕組みを導入しました。

<人材育成について>

当社の基本理念である、お客様へ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業として社会の持続的な発展に貢献するためには、人が成長できる企業となり、従業員一人ひとりの成長機会を創出する必要があると考え、当社は持続的な成長に向け、人材育成チームを結成し、「全員挑戦者」を掲げ、全社一丸となって未来を先取りし、果敢に挑戦していく人材を育成することを教育理念としながら取り組んでおります。

■主な研修体系

研修	内容
階層別研修	等級ごとに期待する役割・行動を明確化し、昇格者を中心に毎年実施。組織成果と個人の成長の両立を意識したテーマを設定。
テーマ別研修	階層別研修では補完しきれない専門性や、事業環境・経営戦略に即したテーマについて、Eラーニングを中心に柔軟に展開。
当社独自の施策 (対話・発信型施策)	組織課題として認識している「階層間の意思疎通」や「経営層への信頼」の向上を目的に、経営層からのメッセージ配信や対話機会の創出を重視した施策を実施。
自己啓発	福利厚生の一環として提供している多様な学習メニューを活用し、従業員一人ひとりが主体的に学び続けられる環境の整備を継続。

■マネジメント人材の育成

当社では、硬直的になりがちなマネジメントスタイルを組織課題の一つと捉え、2024年後半より共創型マネジメントへの転換を目的とした研修を部課長層向けに開始しました。2025年度は次世代管理職候補である課長代理クラスへも対象を拡大し、フォローアップを行いながら、現場と一体となって課題解決を図るマネジメントスタイルの定着を進めています。集合研修を中心とすることで、同階層間のネットワーク形成や一体感の醸成にもつなげています。

■多様性を尊重した働き方・成長支援 (The Nexus)

当社では、性別や年齢、働く場所や職務、キャリアの段階を問わず、一人ひとりが自分らしい働き方を選択し、安心して成長できる環境づくりが重要であると考えています。

2025年度より、従来の「女性活躍推進」という枠組みを発展的に見直し、多様な価値観や背景をつなぎ、相互理解と成長を促進する社内プラットフォームとして 2026年1月に「The Nexus」を立上げ、活動を開始しました。本取り組みでは、特定の属性に限定せず、社員一人ひとりのキャリア形成や働き方に対する意識醸成を目的に、対話型の取組みや情報共有を通じて、包摂的な組織文化の醸成を図っています。

■当社独自の施策 (タウンホールミーティングによる職場改善)

当社のESスコアにおいて課題として認識している「階層間の意思疎通」の改善に向け、2025年度は新たな取組みとしてタウンホールミーティングを実施しました。経営層と現場社員が直接対話する機会を定期的に設けることで、現場の声を積極的に吸い上げ、スピード感を持った職場改善につなげています。

これらの対話を通じて、経営方針や意思決定の背景に対する理解促進を図るとともに、社員の主体的な参画意識を高め、経営層への信頼感の醸成を進めています。今後も、現場と経営を結ぶ結節点を増やし、双方向のコミュニケーションを基盤とした組織運営を継続していきます。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社グループとしては、これらのリスク発生の可能性を認識した上で発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本書中の本項以外の記載内容も合わせて慎重に検討した上で行う必要があると考えております。また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点をご留意ください。

なお、文中における将来の事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 事業戦略リスク

景気変動に関するリスク	発生可能性	高
	影響度	大
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループの工作機械事業及び産業機械事業の製品受注は、顧客の設備投資活動に直接結びついているため、景気動向に対して極めて敏感であり、自動車、電気・電子部品、半導体、航空宇宙、医療機器等の各業界の業績や設備投資動向の影響を大きく受ける傾向があります。</p> <p>足元では、地政学的リスクの高まりや金融政策の不透明感等を背景に、地域や業界によって設備投資環境の回復時期や水準にばらつきが生じており、今後の景気動向や設備投資環境については依然として高い不確実性が存在しております。</p> <p>このような状況下で、世界的な景気後退や設備投資の停滞が想定よりも長期化した場合には、当社グループの受注、売上高、利益水準等に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、景気変動の影響を相対的に受けにくい食品機械事業等の拡充や、要素技術を活用した新たな顧客の獲得を通じて、事業ポートフォリオの多様化を進めております。</p> <p>また、定期保守サービスや消耗品・サプライ品の販売拡大、自動化・省人化に貢献するソリューション提案の推進等を通じて、製品販売の変動に左右されにくい収益基盤の構築に取り組んでおります。</p> <p>さらに、足元の需要動向や受注環境を踏まえ、原価低減活動や調達先の見直しを継続するとともに、生産工程における自動化・省人化の推進等を通じて、市場環境の変化に対して柔軟かつ効率的に対応できる生産体制の構築を図っております。</p>		
新規事業に関するリスク	発生可能性	高
	影響度	大
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループは、『世の中にないものは自分たちで創る』という開発理念のもと、お客様のご要望に耳を傾け、どんな困難な技術課題にも挑戦して克服し、ご要望に対応しており、創業以来、放電加工機や高精度マシニングセンター、金属3Dプリンタ、レーザー加工機、独自技術のV-LINE®方式を用いた射出成形機、製麺機、無菌包装米飯製造システム、加圧加熱殺菌装置などの食品機械など、様々な製品を開発してきました。</p> <p>技術革新や市場ニーズの変化への対応、並びに将来の持続的成長を実現するためには、今後も継続的に新製品を市場に投入していく必要がありますが、新たな製品や事業分野においては、技術的課題の解決、市場ニーズの的確な把握、競争環境の変化、事業化に要する投資負担や投資回収期間などについて不確実性を伴う場合があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、世界最高水準の加工精度及び加工速度の実現と、お客様が求める多様な機能の拡充を目指し、日本・中国・北米の三極体制による研究開発を推進するとともに、最先端技術の研究や市場動向の把握を行うほか、大学・研究機関・学識経験者との協働を通じて、技術開発及び新製品開発に取り組んでおります。</p> <p>また、既存事業で培ってきた要素技術や顧客基盤を活用するとともに、必要に応じて外部パートナーとの連携やM&Aも活用しながら、新規事業に伴う技術的・市場的风险の低減に努めております。</p> <p>さらに、事業環境や市場動向の変化を踏まえ、必要に応じて事業計画や投資内容の見直しを行うなど、柔軟かつ機動的な対応を図ることで、新規事業の安定的な立上げと中長期的な成長の実現を目指しております。</p>		

人材の確保及び育成に関するリスク	発生可能性	中
	影響度	大
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループは、工作機械、産業機械、食品機械等の各事業において、高度な専門性を有する技術者・技能者や、経営戦略やグローバルな組織運営等のマネジメント能力に優れた人材に支えられて事業活動を行っております。</p> <p>一方で、少子高齢化の進展や労働市場における人材獲得競争の激化を背景に、当社グループが必要とする人材の確保が計画どおりに進まない可能性があります。また、熟練した技術者・技能者が高年齢層に偏在していることから、将来的な世代交代や技術・技能の円滑な承継が想定どおりに進まない場合には、研究開発力や生産活動、さらには事業運営全体に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>さらに、グローバルに事業を展開する中で、各地域の事業環境や文化の違いを踏まえた人材育成やマネジメントが十分に行えない場合には、事業戦略の遂行や組織運営に支障をきたす可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、将来にわたる持続的な成長を支える人材の確保及び育成を重要な経営課題と認識し、計画的な採用活動と人材育成に取り組んでおります。人材育成においては、OJTを基本としつつ、階層別研修や専門分野別の教育・研修を通じて、技術力及びマネジメント能力の向上を図るとともに、若手人材の育成や次世代を担う人材の計画的な育成に取り組んでおります。</p> <p>また、グローバルな事業展開に対応するため、海外拠点における現地人材の育成や登用を進めるとともに、多様な人材がそれぞれの能力を発揮できる職場環境の整備にも努めております。</p>		
為替相場の大幅な変動によるリスク	発生可能性	高
	影響度	大
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループは、売上高及び生産活動の多くを海外で行っていることから、為替相場の変動は、売上高、利益水準等の業績に加え、外貨建資産・負債の円換算額や為替換算調整勘定を通じて、純資産の増減にも影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>特に、急激な為替相場の変動が生じた場合には、為替差益または為替差損が発生し、経常利益等に影響を与えるほか、連結財務諸表上の純資産が大きく変動する可能性があります。これらの変動は、当社グループの財政状態や経営指標の見え方に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、為替相場の変動による業績への影響を一定程度抑制するため、外貨建取引の内容を踏まえた為替予約の実施等により、為替変動リスクの低減に努めております。</p> <p>また、海外における生産・販売体制の構築により、収益と費用の通貨を可能な限り一致させることで、為替変動の影響を相対的に抑える構造の構築を図っております。</p> <p>一方で、為替換算調整勘定を通じた純資産への影響については、短期的なヘッジが困難であることから、財務の健全性や資本構成を総合的に勘案しながら、適切な財務運営に努めております。</p>		

海外事業におけるリスク	発生可能性	高
	影響度	大
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループは、北米、欧州、中国、アジア等の各地域において生産及び販売活動を行っており、売上高に占める海外比率が高いことから、海外事業を取り巻く事業環境の変化が、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。近年、中東地域における軍事衝突や制裁措置の強化、海上輸送ルート不安定化など、地政学リスクが高まっております。</p> <p>なかでも、中国は当社グループにとって主要な顧客市場の一つであり、売上高に占める比率も高いことから、中国市場の景気動向や産業動向、競争環境の変化は、他地域と比較して当社グループの業績に与える影響が大きくなる可能性があります。</p> <p>具体的には、各国・地域における政治・経済情勢の変化、地政学的リスクの高まり、テロ行為や戦争・紛争の発生、通商政策や関税制度の変更、法規制や税制・労務慣行の違い等により、事業活動が制約を受ける可能性があります。</p> <p>さらに、海外拠点において、地震や洪水等の自然災害、新型コロナウイルス等の流行が発生した場合には、生産活動の停止や物流の混乱、人員の確保・移動の制約が生じる可能性があります、これらの影響が当社グループ全体の業績に及ぶ可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、海外事業におけるリスクを低減するため、各地域の市場動向・事業環境・安全保障に関する情報等を継続的に入手し、事業環境の変化に即時かつ柔軟に対応可能な事業運営を行っております。</p> <p>中国においては、現地市場向けの製品について現地生産により対応するなど、地産地消の事業運営を行うとともに、販売及び生産拠点の分散化を進めることで、特定の国・地域の事業環境の変化が当社グループ全体に与える影響の緩和を図っております。</p> <p>また、海外拠点との情報共有やガバナンスの強化を通じて、事業運営上の課題やリスクを早期に把握し、必要に応じて事業継続計画（BCP）の見直しを行うなど、海外事業の安定的な運営に努めております。</p>		
法的規制のリスク	発生可能性	低
	影響度	大
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループの技術及び製品（以下、「製品等」という）については、外国為替及び外国貿易法第25条及び第48条により、輸出等が規制されております。万が一、製品等が懸念される国や需要者等へ違法に販売された場合、法的な制裁や社会的な信用の失墜などで業績に影響を与える可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループとしては、輸出管理室を中心として、製品等が不適切に輸出されることのないよう、法令及び関連規制に基づく管理体制を整備し、厳格な審査と継続的な監視を実施しております。また、その他の法的規制の動向に関しても情報収集を行い、社内共有等を通じて法令遵守の徹底に努めております。</p>		

企業の社会的責任に関するリスク	発生可能性	中
	影響度	中
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループは、国内外において事業活動を行うにあたり、環境問題への対応、人権の尊重、労働環境への配慮、法令遵守、製品の安全性・品質の確保等、サステナビリティを巡る企業の社会的責任を果たすことが求められております。近年、サステナビリティを巡る社会的要請は、各国・地域において一層高まっており、これらへの対応が不十分であると判断された場合には、社会的評価の低下やブランド価値の毀損、顧客からの信頼喪失等を通じて、当社グループの業績及び事業活動に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>人的側面に関するリスクとして、人権問題や労働環境に関する配慮が不十分であると判断された場合や、ハラスメント、不適切な労務管理等の問題が顕在化した場合には、従業員の士気低下や人材確保への影響に加え、社会的信用の低下を招く可能性があります。</p> <p>環境側面に関するリスクとして、環境負荷低減や環境規制への対応が十分に行われない場合には、法令違反や事業活動の制約、顧客からの評価低下等を通じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、サプライチェーン全体において、環境・人権・労務等に関する問題が顕在化した場合や、品質不良、製品事故、コンプライアンス違反等が発生した場合には、当社グループの社会的信用に影響を与え、結果として事業運営に支障をきたす可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、代表取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、コンプライアンス、社会貢献、人材育成、品質管理、環境など、サステナビリティに関連する重要なテーマについて、体系的に取り組みを推進しております。</p> <p>人的側面においては、働きやすい職場づくりを重要な課題の一つと認識し、働き方改革を進めております。具体的には、しっかり休んでリフレッシュし、意欲的に仕事に取り組む好循環を生むことを目的として、有給休暇促進日を定めた有給休暇の取得推進を行うとともに、業務効率化やシステムを活用した労働時間管理の厳格化、管理職研修等を通じて、時間外労働の削減に取り組んでおります。</p> <p>また、コンプライアンスの観点から、「ソディック・グループ企業倫理憲章」及び「企業行動基準（コンプライアンス指針）」を定め、全ての役員及び従業員が当社グループを取り巻く環境と社会的責任を自覚し、人権の尊重、関係法令及び規則の遵守、社会倫理に則した行動を実践することを徹底しております。あわせて、人権・コンプライアンス通報窓口及び社外通報窓口の設置や、従業員へのハラスメント研修の実施等により、働きやすい環境づくりに努めております。</p> <p>環境への取り組みについては、EVや車両の軽量化、脱プラスチック、フードロス削減等、環境負荷低減に資するものづくりに積極的に関与することで、地球環境に配慮した製品・サービスの提供を通じ、サステナブルな社会に寄与する事業展開を進めております。また、事業運営においても、専門部署により、カーボンニュートラルや省エネルギー、CO₂排出削減等、気候変動への対応を推進しております。</p>		
競合環境に関するリスク	発生可能性	高
	影響度	中
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループが属する事業分野においては、国内外に一定数の競合企業が存在しており、技術革新の進展や競争環境の変化により、競争の質が高度化しております。</p> <p>このような環境のもと、競合他社により、当社グループの技術でカバーできる範囲を大きく超えた製品が開発された場合には、当社グループは市場における競争優位性を失い、市場占有率が低下する可能性があります。</p> <p>また、当社グループは、競合他社との差別化を図るため、主として技術力を軸とした競争戦略を採っておりますが、競合他社による値下げ等の動きが強まった場合には、当社グループ製品についても販売価格を引き下げざるを得ない状況となる可能性があります。</p> <p>これらの結果、販売数量の減少や利益率の低下を通じて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、競合他社に対し技術力で差別化する戦略を基本として事業運営を行っております。</p> <p>この方針のもと、加工技術や制御技術をはじめとするコア技術の高度化を継続的に進めるとともに、当社製品が対応可能な加工領域や用途の拡充を図り、顧客ニーズに応じた付加価値の提供に努めております。</p> <p>また、研究開発、生産、販売、サービスが連携した体制により、製品の信頼性や品質の向上を図るとともに、用途や市場特性に応じた製品ラインアップの整備を進めております。</p> <p>さらに、アフターサービスや消耗品の提供を通じてお客様との中長期的な関係構築を行い、価格競争に過度に依存しない事業運営を行っております。</p>		

原材料・部品の調達に関するリスク	発生可能性	高
	影響度	大
<p><リスクの内容></p> <p>機械の主要構造体である鋳物や加工タンクなどに使用されるステンレス材、消耗品等に用いられる真鍮や銅等の価格の高騰が長期化した場合、当社製品の原価に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、工作機械のリニアモータの磁石で用いられるレアアース等については、特定国による輸出規制強化の影響を受ける可能性があります。これらの輸出規制が発動された場合、調達リードタイムの長期化、代替材確保の困難化、調達価格の急騰等が発生し、当社グループの生産計画や原価に重大な影響を及ぼすおそれがあります。</p> <p>受注の一時的な集中や天災等の影響による仕入先の部材供給能力の低下などのサプライチェーンの混乱により、部材の需要量が供給量を大きく上回った場合には、生産数量の不足から受注機会の損失が生じる可能性があります。</p> <p>さらに、棚卸資産の保有期間が長期化した場合には、販売及び消費可能性が低下し、棚卸資産の廃棄や評価減等が発生するリスクがあります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、調達基本方針を定め、サプライヤーとの相互理解と信頼関係を構築した上で、品質・価格・安定性等の適正な基準に基づき、最適な部品をグローバルに調達しております。安定した部材調達を目指し、国内外の複数の調達ルート及びサプライヤーを確保することで調達先の分散を図り、部材の供給不足や材料費・物流費等の高騰へのリスクに対応しております。</p> <p>レアアース等の輸出規制リスクに備えるため、特定国への調達依存度の分析を行い、代替素材の検討、調達先の多元化、重要部材の安全在庫水準の見直し等を進め、供給途絶リスクの低減を図っております。</p> <p>また、在庫については、定期的なチェックを行い、定期的に帳簿価額を切下げることで、不良棚卸資産の発生や長期在庫化のリスク回避に努めております。</p> <p>さらに、サプライチェーン全体のリスクを把握するため、サプライヤーの事業継続計画（BCP）の策定状況を調査しており、その調査結果を踏まえた上で、当社グループのBCPの診断・維持・更新を行っております。</p> <p>足元では、エネルギー価格や輸送コストの上昇、原材料等の高騰が継続していることから、グループ全体での効率的な調達体制の整備を進めております。</p>		

② 財務関連リスク

有利子負債のリスク	発生可能性	低
	影響度	大
<p><リスクの内容></p> <p>2025年12月末現在の有利子負債残高は377億8百万円となっております。事業資金の調達及び返済は、金利情勢その他の外的環境に左右されるため、金利が上昇するなどした場合には業績に影響が及ぶ可能性があります。</p> <p>また、当社の業績が著しく悪化した場合には、金融機関からの資金調達が困難になる可能性があります。</p> <p>なお、2025年12月末現在で、現金及び預金は450億64百万円で、短期融資枠（コミットメントライン）160億円を設定することで十分な流動性を確保しておりますが、借入契約の一部には財務制限条項が付されており、今後、抵触等があった場合は当社グループの資金調達に影響が生じる可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、事業活動に必要な資金を銀行からの借入金や売掛債権の流動化、グループ会社との資金融通など多様な手段により調達の上最適配分を進めております。</p> <p>固定金利での長期資金調達により金利上昇リスクを低減させるほか、設備投資・投融資の優先順位見直し、適切な棚卸資産管理によるバランスシート効率化などを通じて有利子負債を管理・削減し、資金効率を高めた財務運営に取り組んでおります。</p>		

固定資産に関する減損リスク	発生可能性	中
	影響度	小
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループは、自社製品の内製化を進めてきたことから、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェアなどの固定資産等を保有しております。これらの固定資産等について、景気変動等の影響による設備投資の抑制及び需要の減退や当該事業の収益性低下等により帳簿価額が回収できない場合、必要な減損処理を実施することになり、将来の当社グループの財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループにおいては、事業計画や予実管理を通して、継続的な業績のモニタリングを行っており、早期に減損の兆候の把握に努めております。特に減損リスクの高い事業につきましては、業績改善計画の進捗を確認し、事業部門とコーポレート部門が連携し、事業収益性の改善の可能性を検討します。</p>		
工事原価見積りのリスク	発生可能性	中
	影響度	中
<p><リスクの内容></p> <p>当社の食品機械事業においては、麺製造プラント、製麺機、包装米飯製造装置などの開発・製造・販売を行っておりますが、各案件の個別性が高く、かつ受注から検収までの期間が長期になる傾向があります。食品機械事業の売上の大半は、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する収益認識基準を適用しており、具体的な工事進捗度の見積りにおいては、当連結会計年度末までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合を工事進捗度とするコストに基づくインプット法を採用し、その見積りに基づき、進捗部分の確実性が認められる場合に収益を認識しております。しかしながら、工事内容の変更による契約金額の変更や原材料価格の変動等によりこれらの見直しが必要になった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社は案件ごとに継続的に工事原価総額や予定工事期間の見直しの必要性を確認し、変更が必要と認められた場合には工事原価総額を即時修正するなど、適切な原価管理によって工事原価総額の見積りの精度向上を図っております。</p>		

③ オペレーションリスク

情報セキュリティのリスク	発生可能性	中
	影響度	大
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループは、事業活動を通して個人情報入手することがあるほか、営業上・技術上の機密情報を保有しております。これらの情報に関して、サイバー攻撃、コンピューターウイルスの感染、不正アクセス、インフラ障害、情報システムの不具合などにより情報が流出した場合や重要データの破壊、改ざん、システム停止など不測の事態が生じた場合には、当社グループに対する社会的信用の低下や事業活動の中断、対策費用の発生、多額の課徴金の支払い、取引の停止などにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。</p> <p>近年、企業規模や業種を問わず、サイバー攻撃の手口は高度化・巧妙化しており、実際に他社においても情報漏えいや業務停止等の被害が発生しております。</p> <p>このような状況を踏まえ、当社グループが標的となる可能性も否定できず、情報セキュリティに関するリスクは引き続き存在しております。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、適切なIT技術対策や社内体制の整備、従業員への教育などにより、営業上・技術上の機密情報の厳格な管理に努めております。</p> <p>社内標準端末としてシンクライアント利用の徹底に加え、IT資産管理、内部情報漏えい防止、サイバー攻撃等への対策として、総合型のセキュリティ管理ツールを導入するなどの対策を講じております。また、テレワークやオンライン会議の増加といった業務環境の変化を踏まえ、従業員のセキュリティ意識及び対応力の向上を目的として、情報セキュリティ教育の実施に加え、標的型攻撃を想定した訓練を定期的実施しております。さらなるセキュリティ体制の強化に向け、定期的な第三者機関による脆弱性診断等を実施しております。</p>		

災害等に関するリスク	発生可能性	中
	影響度	大
<p><リスクの内容></p> <p>当社グループの工場、事業所などにおいて、大きな産業事故、地震・津波・水害等の自然災害、戦争・テロ・暴動等の人為的災害、感染症の流行など各種災害が発生した場合には、部材調達、生産活動、製品の販売活動などの遅延や中断などによって当社グループの業績に影響を与える可能性があります。</p> <p><当社の対応></p> <p>当社グループでは、被害を最小限に抑え、事業継続を確実にするため、事業継続計画（BCP）を策定し運用しております。生産拠点の分散化による災害に強い生産体制の構築、災害後の復旧活動早期化に寄与する安否確認システムの導入のほか、自然災害による経済的な損失に対しては各種保険に加入しております。</p>		

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、米国の関税政策、中華圏における内需の低迷、欧州の経済停滞、不安定な為替相場、物価上昇による消費マインドの低下、ウクライナや中東情勢の地政学的リスクの高まりなど先行きの不透明な状況で推移いたしました。

業種別では自動車産業においては、米国の関税政策、EVシフトの見直しなどの影響により日米欧の生産調整・投資計画の見直しが継続する一方で、中華圏ではデータセンター向け光コネクタ・電子部品・半導体の旺盛な需要に加え、今後拡大が期待される航空宇宙関連も堅調に推移いたしました。

このような経済環境のもと、当社グループは「中国市場依存脱却」、「選択と集中」、「生産、販売体制をグローバルで再構築」、「バランスシート改善」を方針として、グループ全体での構造改革に取り組んでまいりました。

工作機械事業においては中国の蘇州工場の生産を主に厦門工場へ集約し、中国全体の生産規模を適正化しています。蘇州工場は縮小移転後、テクニカルセンターやサービス拠点として再編され、顧客の課題解決を支援する「蘇州テクセンター」を新たに開設いたしました。産業機械事業においては高付加価値機種販売への注力、食品機械事業においては製麺機・米飯装置以外の分野に向けた新製品の開発強化等を進めており、さらにグループ全体での経費削減や遊休資産の売却等の対応にも継続して取り組んでおります。

また、2025年7月18日付で経営管理体制の強化、グローバル化の推進、M&A等の高度な知見を有するアドバンテッジアドバイザーズ株式会社（現：株式会社アドバンテッジパートナーズ）と事業提携契約を締結し、資金調達を実施しました。工作機械事業の成長加速を目指し「販売力強化」、「ソリューション強化」、「在庫適正化」、「M&A」などをテーマとした複数のプロジェクトに取り組んでおります。

技術・開発活動におきましては、通電コマ自動送り機能「ACPS」がモノづくり日本会議／日刊工業新聞社主催の「第22回／2025年“超”モノづくり部品大賞」において「機械・ロボット部品質」を受賞いたしました。ワイヤ放電加工機のワイヤ電極線に電力を給電する通電コマの位置更新を手動から自動化することで省力化・稼働率向上に大きく貢献いたします。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高805億72百万円（前年同期比9.4%増）、営業利益42億24百万円（前年同期比89.4%増）、経常利益52億31百万円（前年同期比44.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益45億14百万円（前年同期比9.7%増）となりました。

② セグメント別の状況

工作機械事業	売上高	58,332百万円	(前年同期比 13.6%増)
	営業利益	5,465百万円	(前年同期比 2,018百万円増)
<p>日米欧での自動車関連の低迷が継続する一方で、中華圏におけるスマートフォン、データセンター向け光コネクタ、電子部品、半導体などの好調な需要に加え、航空宇宙関連において需要が堅調に推移し、売上高は前年同期比で大幅に増加となりました。</p> <p>セグメント利益は、中国の生産集約化、工場稼働率の向上などの改善効果により前年同期比で大幅に増加となりました。</p> <p>ものづくりの高度化は今後も継続すると見られ、当社としては高精度・高精度加工に強みのある放電加工機の一層の拡販に加え、イタリアの金属3DプリンタメーカーPrima Additive S.r.l.（現AltForm S.r.l.）の子会社化による製品の充実、販路拡大など高付加価値加工ニーズへの取組みを進めております。</p>			

産業機械事業	売上高	9,730百万円	(前年同期比 1.8%増)
	営業利益	518百万円	(前年同期比 304百万円減)
<p>自動車関連の需要は低調に推移したものの、日本、中華圏、米国を中心としたデータセンター向け光コネクタやコンタクトレンズの堅調な需要が継続し、売上高は前年同期比で増加しました。</p> <p>セグメント利益は、構造改革である高付加価値モデルへのシフトを進めているものの、人件費や研究開発費の増加などの影響もあり前年同期比で減少しました。</p>			
食品機械事業	売上高	6,952百万円	(前年同期比 9.7%減)
	営業利益	981百万円	(前年同期比 11百万円増)
<p>国内外における製麺機関連設備を中心に堅調に推移しているものの、中華圏における無菌包装米飯製造装置の競争環境の変化による販売低下により、売上高は前年同期比で減少しました。</p> <p>セグメント利益は、利益貢献の高い製品の販売もあり前年同期比で増加しました。</p> <p>中華圏、韓国、東南アジアなどの海外市場にて食の高品質化やインフラの整備等で生麺や米飯の需要は継続しており、新たな地域への市場開拓を強化いたします。日本においては製麺機関連設備及び無菌包装米飯製造装置の更新需要を中心に安定した需要が継続しております。</p>			
その他	売上高	5,557百万円	(前年同期比 9.9%増)
	営業利益	428百万円	(前年同期比 752百万円増)
<p>精密コネクタなどの受託生産を行う金型成形事業とリニアモータやセラミックス製品、LED投光器等の販売を行う要素技術事業から構成されております。</p> <p>売上高は、半導体製造装置向けのセラミックス製品を中心に堅調な需要が見られたため前年同期比で増加しました。セグメント利益は金型成形事業における経費削減・安定稼働の効果などにより前年同期の赤字から黒字転換となりました。</p>			

③ 財政状態の状況

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ107億1百万円増加し、1,556億95百万円となりました。主な増加要因としては、有価証券の増加40億円、のれんの増加27億91百万円、受取手形、売掛金及び契約資産の増加25億49百万円、建物及び構築物の増加20億88百万円、商品及び製品の増加10億69百万円などがあげられますが、減価償却累計額の増加29億85百万円、現金及び預金の減少26億97百万円などにより一部相殺されております。

負債は、前連結会計年度末に比べ45億36百万円増加し、651億3百万円となりました。主な増加要因としては、社債の増加78億54百万円、契約負債の増加19億66百万円、支払手形及び買掛金の増加12億46百万円、その他の流動負債の増加10億93百万円などがあげられますが、長期借入金の減少70億42百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少11億39百万円などにより一部相殺されております。

純資産は、前連結会計年度末に比べ61億64百万円増加し、905億92百万円となりました。主な増加要因としては、利益剰余金の増加30億93百万円、為替換算調整勘定の増加24億26百万円などがあげられます。以上の結果、自己資本比率は、58.1%となりました。

④ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、以下のキャッシュ・フローの増減により、前連結会計年度末に比べ24億14百万円増加し、当連結会計年度末の残高は449億83百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、71億47百万円（前連結会計年度は99億69百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益57億89百万円、減価償却費34億35百万円、契約負債の増加19億27百万円などによるものですが、売上債権の増加19億99百万円などで一部相殺されています。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、39億55百万円（前連結会計年度は16億32百万円の使用）となりました。これは主に、有価証券の取得による支出40億円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出30億2百万円などによるものですが、定期預金の払戻による収入49億78百万円などで一部相殺されています。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、24億84百万円（前連結会計年度は10億41百万円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出86億80百万円などによるものですが、社債の発行による収入80億16百万円などで一部相殺されています。

⑤ 生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円） （2025年1月1日～2025年12月31日）	前年同期比（％）
工作機械事業	43,072	113.8
産業機械事業	9,454	102.4
食品機械事業	6,284	90.8
報告セグメント計	58,811	108.9
その他	7,858	114.0
合計	66,670	109.5

（注）1. 金額は、販売価格によって表示しており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、サービス売上等の生産を伴わないものは含めておりません。

b. 受注実績

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
工作機械事業	49,575	131.8	13,541	170.4
産業機械事業	8,168	109.2	2,550	116.6
食品機械事業	5,731	85.7	4,975	97.7
合計	63,475	122.6	21,066	138.4

（注）上記の金額には、サービス・消耗品等の受注は含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円） （2025年1月1日～2025年12月31日）	前年同期比（％）
工作機械事業	58,539	113.8
産業機械事業	9,844	102.5
食品機械事業	6,952	90.3
報告セグメント計	75,336	109.6
その他	7,665	114.5
計	83,002	110.0
調整額	△2,429	135.8
合計	80,572	109.4

（注）金額にはセグメント間の内部売上高又は振替高を含めております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来の事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

② 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

売上高につきましては、主に中華圏における工作機械の需要回復が寄与し、販売台数、売上高ともに前年同期比で大幅に増加した結果、前期と比較して9.4%増加の805億72百万円となりました。

利益面につきましては、増収効果及び構造改革の進展などにより営業利益42億24百万円（前年同期比89.4%増）となりました。また、円安進行による為替差益（約3億円）、政策保有株式の売却益（約6億円）などにより親会社株主に帰属する当期純利益45億14百万円（前年同期比9.7%増）となりました。

b. 当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ④ キャッシュ・フローの状況」に詳細は記載しておりますが、営業活動によるキャッシュ・フローで71億47百万円の資金を獲得し、設備投資など投資活動によるキャッシュ・フローで39億55百万円の支出となり、借入金の返済など財務活動によるキャッシュ・フローで24億84百万円の支出となりました。

当社グループの所要資金は、主に運転資金、設備投資などに対応するものであります。これらを自己資金、金融機関からの短期・長期借入金や社債により調達しており、運転資金の効率的な調達を行うため、複数の金融機関とコミットメント契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債残高（短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、1年内償還予定の社債、その他の流動負債に含まれるリース債務、社債（無利息の転換社債型新株予約権付社債についても対象としております。）、長期借入金、その他の固定負債に含まれるリース債務の合計）は377億8百万円であります。

d. 目標とする経営指標

当社の目標とする経営指標及び当該目標に対する当連結会計年度の達成度合は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

(取得による企業結合)

当社は、2025年5月9日付でAltForm S.r.l.の株式を追加取得し、連結子会社化いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係) (取得による企業結合)」に記載のとおりであります。

(事業提携契約の締結)

当社は、2025年7月18日開催の当社取締役会において、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社(現 株式会社アドバンテッジパートナーズ)と事業提携契約を締結することを決議し、同日付で本事業提携契約を締結いたしました。

その主な内容は、以下のとおりであります。

契約締結日	会社名	契約の名称	契約内容	契約期間
2025年7月18日 (注)	アドバンテッジ アドバイザーズ 株式会社	事業提携契約	当社の企業価値向上の実現を目的とした諸施策の検討とノウハウの提供等による事業提携の実施	自 2025年7月18日 至 2030年8月5日 又は資本提携終了日のいずれか早く到来する日まで(注)

(注) 同日の当社取締役会において、第1回新株予約権及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集について決議いたしました。詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ③その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

「資本提携終了日」とは、第1回新株予約権及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債又はこれらを転換若しくは行使して取得する当社株式のいずれも保有しないこととなる日をいいます。

なお、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社がサービスを提供しているファンドであるAAGS S14, L.P.が第1回新株予約権及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の引受先として、これらを保有しております。

(コミットメントライン契約の締結)

連結子会社である株式会社ソディックエフ・ティは、当連結会計年度において、新たにコミットメントライン契約を締結いたしました。

その主な内容は、以下のとおりであります。

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 融資枠設定金額 | 25億円 |
| (2) 借入人 | 株式会社ソディックエフ・ティ |
| (3) 契約日 | 2025年12月15日 |
| (4) 契約満了日 | 2027年12月17日 |
| (5) 借入形態 | コミットメントライン |
| (6) 資金使途 | 運転資金 |
| (7) アレンジャー | 株式会社横浜銀行 |
| (8) エージェント | 株式会社横浜銀行 |
| (9) 貸付人 | 株式会社横浜銀行
株式会社北國銀行
株式会社宮崎銀行 |

(注) 財務制限条項の内容につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係) 4. 財務制限条項」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

研究開発活動の拠点として、横浜本社技術研修センター研究開発棟に研究開発部門を置き、中国上海、米国カリフォルニア州シリコンバレーに研究開発子会社を開設しております。この世界3極体制のもと、技術研修センターを軸に、機械構造設計開発、放電加工機用電源の開発、放電加工機及びマシニングセンタなどの性能向上の研究を行っております。さらに中国上海、カリフォルニア州シリコンバレーなどの地域性を利用し、各種ソフトウェア開発、CNC装置開発、モーションコントローラ開発などの工作機械の基礎技術となる研究開発を実施しております。

なお、当連結会計年度の研究開発費総額は3,464百万円（工作機械事業2,690百万円、産業機械事業343百万円、食品機械事業99百万円、その他330百万円）であり、連結売上高の4.3%であります。

当連結会計年度における主な研究開発の成果は、以下のとおりであります。

- ・オールセラミック製 リニアモータ駆動 超精密ワイヤ放電加工機「EXC100L+」（工作機械事業）

AI需要を背景とした高速光通信ネットワークの急速な普及に伴い需要が拡大しているMTフェルール（光コネクタ金型）をはじめとする電子部品・半導体業界や、時計・精密機器業界、医療機器業界などで必要とされるナノ領域での超精密加工のニーズに対応しており、加工液処理の制御を最適化することで、従来機と比較して最大25%の消費電力削減を可能とするとともに、加工精度のさらなる安定化にも寄与する加工液管理システムにより加工性能と省エネの両立を実現しました。

- ・通電コマ自動送り機能「ACPS」（工作機械事業）

従来、約50時間ごとにオペレーターが手作業で行っていた通電コマの位置更新を自動化することで、消耗品の寿命延長や廃棄物削減効果による加工現場の省力化や機械の稼働率向上、生産性向上に大きく貢献します。なお、「ACPS」は当社のリニアモータ駆動 高速・高性能ワイヤ放電加工機「ALシリーズ」に対応したオプション機能であります。

- ・電極、ワーク交換自動搬送装置「SZ25」（工作機械事業）

自社製放電CAMとスケジューラとの連動によって精密金型、精密部品加工において高精度自動加工を実現してきた従来機「SR12」の性能に加えて、可搬質量の増大と設置レイアウトの改善により利便性が向上しました。自動搬送装置は昨今の製造業の人手不足における生産性向上の打ち手として需要が高まっており、これまで以上に多様な加工現場へ対応してまいります。

- ・金属3Dプリンタ用粉末材料「HYPER21」（工作機械事業）

希少金属（レアメタル）のコバルトを含まないマルエージング系粉末材料で、造形中の内部の残留応力を開放して造形品の変形を抑制する当社の独自技術「SRT(Stress Relief Technology)工法」に対応しています。また、機械加工がしやすい造形品の硬度に合わせ、良好な切削性と量産成形にも耐えうる耐摩耗性や強度特性を両立しています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）では、各報告セグメントにおきまして設備の更新を中心に、有形固定資産・無形固定資産への資本的支出を行いました。

工作機械事業におきましては、当社及び連結子会社における研究開発及び製造設備の増設、テクセンターの建屋取得を中心に1,922百万円の資本的支出を行いました。

産業機械事業におきましては、当社における工場設備工事を中心に370百万円の資本的支出を行いました。

食品機械事業におきましては、製造設備の増設及びプロモーションビデオの作成などを中心に17百万円の資本的支出を行いました。

その他の事業におきましては、(株)ソディックエフ・ティにおけるセラミックス加工の製造設備及び社内利用金型の取得を中心に43百万円の資本的支出を行いました。

全社共用資産におきましては、当社における自社利用ソフトウェアを中心に34百万円の資本的支出を行いました。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、次のとおりです。

なお、各表の金額は2025年12月31日現在の帳簿価額であり、建設仮勘定は含めておりません。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	工具、器 具及び備 品 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	合計 (百万円)	
						面積 (㎡)	(百万円)			
本社、技術・研修センター (横浜市都筑区)	全社、工作 機械事業、 産業機械事 業	管理及び研 究開発設備	798	207	55	15,644.13	2,529	21	3,612	216
福井事業所 (福井県坂井市)	工作機械事 業	研究開発設 備	294	30	8	39,039.47	188	0	521	74
加賀事業所 (石川県加賀市)	工作機械事 業、産業機 械事業、食 品機械事 業、その他	工作機械、 産業機械、 リニアモー タ応用製 品、食品機 械生産設備	4,769	693	73	230,518.08	1,095	87	6,719	592
宮崎事業所 (宮崎県宮崎市)	工作機械事 業	工作機械用 消耗品の生 産設備	805	188	20	34,587.83	320	—	1,335	73

(注) 従業員数については、連結子会社等の従業員数を除いております。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	工具、器 具及び備 品 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	合計 (百万円)	
							面積 (㎡)	(百万円)			
株式会社 ソディック エフ・ティ	宮崎事業所 (宮崎県 宮崎市)	精密金型・ 精密成形事 業	精密金型・ 精密成形品 の生産設備	543	446	32	19,499.74	193	220	1,434	157
株式会社 ソディック エフ・ティ	加賀事業所 (石川県 加賀市)	要素技術事 業	機械部材用 セラミッ ク・セラミ ックス応 用製品生 産設備	339	45	6	14,135.53	118	175	683	80
株式会社 ソディック エフ・ティ	福井事業所 (福井県 坂井市)	要素技術事 業	機械部材用 セラミッ ク・セラミ ックス応 用製品生 産設備	49	3	2	—	—	176	230	3

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	工具、器 具及び備 品 (百万円)	土地		リース 資産 (百万円)	合計 (百万円)	
							面積 (㎡)	(百万円)			
Sodick (Thailand) Co.,Ltd.	本社・工場 (タイ・ナ ワナコン)	工作機械 事業、産 業機械事 業	工作機械 生産設 備、産 業機 械生 産設 備	211	362	24	97,756.00	268	269	1,137	559
Sodick (Thailand) Co.,Ltd.	工場 (タイ・チ ュムヌムサ ップ)	工作機械 事業	工作機械 生産設備	1,392	124	1	59,314.00	767	273	2,560	151
蘇州沙迪克 特種設備有 限公司	本社・工場 (中国・江 蘇省)	工作機械 事業	工作機械 生産設備	1,023	432	71	—	—	—	1,527	74
沙迪克(厦 門)有限公 司	本社・工場 (中国・福 建省)	工作機械 事業、食 品機械事 業	工作機 械、食 品機 械生 産設 備	2,175	1,429	4	—	—	—	3,608	397

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社及び連結子会社）における設備投資計画については、原則として報告セグメントごとに、製品の需要動向等及び業務改革の必要性を参考に検討を加え、策定しております。

当連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の種類	設備の目的	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
					総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
Sodick, Inc.	アメリカ合衆 国	工作機械事業 (北・南米)	カリフォル ニア事 務所購入	ショールーム の展示・販促 の強化	534	15	自己資金	2026年4月	2026年9月
AltForm S. r. l.	イタリア	工作機械事業 (欧州)	新工場	生産能力の拡 大	542	20	親会社によ る貸付金	2025年11月	2027年2月

(注) 当連結会計年度末における重要な設備の除却・売却などの計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	54,792,239	54,792,239	東京証券取引所 (プライム市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	54,792,239	54,792,239	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権及び新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	2025年7月18日 (第1回新株予約権)
新株予約権の数(個) ※	21,482
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、93,100円(以下「出資金額」という。)を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額(「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ③ その他の新株予約権等の状況 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法(2)」で定義される。以下同じ。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)</p> <p>なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ③ その他の新株予約権等の状況 (注) 1 行使価額の調整」に従い、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。</p>

新株予約権の行使時の払込金額 (円)	新株予約権 1 個当たり 93,100円
新株予約権の行使期間 ※	2025年 8 月 5 日～2030年 8 月 5 日 (注) 2
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額 (円) ※	(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、 会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額 とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額 は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を 減じた額とする。
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要さないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約 権の行使に関する事項 ※	当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式 交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東 京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第 273 条の 規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新 株予約権 1 個当たり 882円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本 新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の行使に際して出資 される財産の価額又は算定方法 ※	(1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は、93,100円とする。 (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いら れる価額（「行使価額」という。）は、931円とする。なお、行使価額は「第 4 提 出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ③その他の新株予約 権等の状況 (注) 1 行使価額の調整(1)～(8)に定めるところに従い調整される ことがある。

※ 当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年 2 月 28 日）
現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（下記(4)②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）、執行役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社又は当社の子会社の取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）、執行役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤上記①～③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①～③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①当社は、本新株予約権の発行後、下記②に定める特別配当の支払を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ②「特別配当」とは、2030年8月5日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金額も含む。）の額（金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2030年8月5日までの間に終了する各事業年度につき、当該事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される株主資本の金額に6%を乗じた金額を当該事業年度の配当に係る最終の基準日時点の発行済株式総数で除した金額に、当該基準日における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額。）を超える場合における当該超過額をいう。
- ③特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (4) その他

- ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（ただし、上記(2)⑤の場合は基準日）又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。
- ③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に上記(2)又は下記(8)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- ④行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (5) 本新株予約権の発行後、下記(6)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記(6)②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、下記(6)③の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、下記(6)において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（ただし、調整後行使価額が744円を下回ることとなる場合には、744円とする。）に調整される。ただし、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）、執行役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合及び当社又は当社の子会社の取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）、執行役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行

される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (6) 上記(5)により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、譲渡制限付株式報酬制度に基づく普通株式の発行又は普通株式の処分、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 上記①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、上記(2)⑤に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (7) 上記(1)、(3)及び(5)のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。
- (8) 上記(2)、(3)及び(6)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 上記(1)～(8)により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

2 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2025年8月5日から2030年8月5日（ただし、本表「組織再編成行為に伴う新株予約権の行使に関する事項」に記載した内容に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。））までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日
 - (2) 振替機関が必要であると認めた日
 - (3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。
- 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若

しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

決議年月日	2025年7月18日 (第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)
新株予約権の数(個) ※	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	(1)種類 普通株式 (2)数 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。ただし、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。 (3)転換価額 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
新株予約権の行使期間 ※	2025年8月5日～2030年8月1日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	(1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2)本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。(注)4

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の行使に関する事項 ※</p>	<p>当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、以下(1)～(10)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。 なお、転換価額は（注）2(1)～(9)と同様の調整に服する。</p> <p>①合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。</p> <p>②その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算出方法 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、（注）3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、（注）3に準ずる制限に服する。</p> <p>(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 本表「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。</p> <p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編行為が生じた場合 本号に準じて決定する。</p>
-----------------------------------	--

	(10)その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法※	(1)本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 (2)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高（百万円）※	8,000百万円

※ 当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。新株予約権付社債の残高は額面にて記載しております。なお、提出日の前月末（2026年2月28日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、931円とする。なお、転換価額は（注）2(1)～(9)に定めるところに従い調整されることがある。

2 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普通} & + & \frac{\text{発行又は} \times \text{1株当たりの発行}}{\text{処分株式数} \quad \text{時価}} \\
 \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & \text{株式数} & & \\
 & & & & & & \text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}
 \end{array}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（下記(5)②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）、執行役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社又は当社の子会社の取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）、執行役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使さ

れたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後転換価額は取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 上記①～③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①～③にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(4)に定める特別配当の支払を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (4) ① 「特別配当」とは、2030年8月1日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。）の額（金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）に当該基準日時点における各本社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2030年8月1日までの間に終了する各事業年度につき、当該事業年度末における連結の通期の貸借対照表に記載される株主資本の金額に6%を乗じた金額を当該事業年度の配当に係る最終の基準日時点の発行済株式総数で除した金額に、当該基準日における各本社債の金額（金200,000,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権付社債権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権付社債権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

- ② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (5) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ② 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日（ただし、(2)⑤の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ③ 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に上記(2)又は下記(9)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行

われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

④転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(6) 本新株予約権付社債の発行後、下記(7)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記(7)②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、下記(7)③の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、下記(7)において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（ただし、調整後行使価額が744円を下回ることとなる場合には、744円とする。）に調整される。ただし、本(6)による転換価額の調整は、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）、執行役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合及び当社又は当社の子会社の取締役（非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）、執行役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(7) 上記(6)により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、譲渡制限付株式報酬制度に基づく普通株式の発行又は普通株式の処分、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降、又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

④ 上記①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①及び②にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、上記(2)⑤に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

(8) 上記(1)、(3)及び(6)のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。

(9) 上記(2)、(4)及び(7)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

- ④転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 上記(1)～(9)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3 本新株予約権を行使することができる期間

- (1) 本新株予約権者は、2025年8月5日から2030年8月1日下記(2)①及び②に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日

② 振替機関が必要であると認めた日

③ 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

(2) 繰上償還

① 当社に生じた事由による繰上償還

a 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為(以下に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。)において、承継会社等(以下に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ(以下に定義する。)が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額

(注)1に定義される。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。)に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において(注)2(2)、(4)、(7)及び(9)に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、(注)2(1)～(7)及び(9)に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成、株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社若しくは株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであつて、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、上記①aに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

b 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記①aに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

上記①a及びbの両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、上記①aの手続が適用される。ただし、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に上記①bに基づく通知が行われた場合には、上記①bの手続が適用される。

c スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、ただし、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。）目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記①aに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

②社債権者の選択による繰上償還

a 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、上記①aに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合

b 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2028年8月4日（ただし、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、以下の事由をいう。

当社の2024年12月期以降の連結若しくは単体の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の2024年12月期以降の各事業年度の末日における連結の通期の貸借対照表に記載される株主資本合計の額が、直前の事業年度の末日における通期の貸借対照表に記載される株主資本合計の額の75%を下回った場合、若しくは当社の2024年12月期以降の各事業年度の末日における単体の通期の貸借対照表に記載される株主資本合計の額が、直前の事業年度の末日における通期の貸借対照表に記載される株主資本合計の額の75%を下回った場合

○ 上場廃止事由等又は管理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

- 4 当社と引受人との間で締結した引受契約において、本転換社債型新株予約権付社債の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要なことを合意している。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注) 1、2	4,929,223	58,292,239	3,833	24,618	3,833	9,719
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注) 3	△1,000,000	57,292,239	—	24,618	—	9,719
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注) 4	△2,500,000	54,792,239	—	24,618	—	9,719
2024年1月1日～ 2024年12月31日	—	54,792,239	—	24,618	—	9,719
2025年1月1日～ 2025年12月31日	—	54,792,239	—	24,618	—	9,719

- (注) 1. 自己株式の消却により、発行済株式総数が2,500,000株減少しております。
 2. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が7,429,223株、資本金が3,833百万円、資本準備金が3,833百万円増加しております。
 3. 自己株式の消却による減少であります。
 4. 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	19	31	117	134	49	12,478	12,828	—
所有株式数 (単元)	—	140,226	25,409	24,269	112,136	383	245,006	547,429	49,339
所有株式数の 割合 (%)	—	25.62	4.64	4.43	20.48	0.07	44.76	100.00	—

- (注) 1. 自己株式4,144,554株は「個人その他」に41,445単元及び「単元未満株式の状況」に54株を含めて記載しております。
 2. 単元未満株式のみを所有する株主は2,333人であり、合計株主数は14,711人であります。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	6,901	13.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,938	7.78
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	1,343	2.65
森田 清	大阪府枚方市	1,190	2.35
ソディック共栄持株会	神奈川県横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号	1,046	2.07
ソディック従業員持株会	神奈川県横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号	959	1.90
有限会社ティ・エフ	神奈川県横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号	895	1.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O BOX 351 BOXTON MASSACHUSETTS 02 101 U.S.A(東京都港区港南2丁目1番15号品川インターシティA棟)	867	1.71
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	850	1.68
古川 健一	神奈川県横浜市青葉区	850	1.67
合計	—	18,837	37.19

- (注) 1. 当社は自己株式を4,144千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 6,901千株 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 3,938千株 |
3. 2021年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No. 3)において、SMB C日興証券株式会社及びその共同保有者2社が、2021年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。株式会社三井住友銀行が保有する850千株につきましては、上記「大株主の状況」に記載しておりますが、他の共同保有者については、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
SMB C日興証券株式会社	136	0.23
株式会社三井住友銀行	850	1.45
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	1,612	2.74

4. 2021年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書No. 1)において、クレディ・スイス・エイ・ジーが、2021年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
クレディ・スイス・エイ・ジー	1,746	2.97

5. 2021年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書No. 2）において、BFAM Partners (Hong Kong) Limitedが、2021年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記「大株主の状況」では考慮していません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株式数（千株）	株式保有割合（%）
BFAM Partners (Hong Kong) Limited	1,101	1.87

6. 2023年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書No. 1）において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者1社が、2023年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記「大株主の状況」では考慮していません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株式数（千株）	株式保有割合（%）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	1,762	3.22
日興アセットマネジメント株式会社	989	1.81

7. 2025年10月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No. 2において、野村証券株式会社及びその共同保有者2社が、2025年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができていませんので、上記「大株主の状況」では考慮していません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者名	保有株式数（千株）	株式保有割合（%）
野村証券株式会社	△1	0.00
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	492	0.90
野村アセットマネジメント株式会社	2,011	3.67

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,144,500	—	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 50,598,400	505,984	同上
単元未満株式	普通株式 49,339	—	—
発行済株式総数	54,792,239	—	—
総株主の議決権	—	505,984	—

(注)「単元未満株式」には、当社所有の自己株式54株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ソディック	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号	4,144,500	—	4,144,500	7.56
計	—	4,144,500	—	4,144,500	7.56

(注)上記の株式数には、単元未満株式54株は含まれておりません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号に該当する取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年2月13日)での決議状況 (取得期間 2026年2月16日～2026年4月15日)	1,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	176,300	249,411,000
提出日現在の未行使割合(%)	82.37	75.06

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの当該決議に基づく取得による株式は含まれておりません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号及び第13号に該当する取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,285	2,982,645
当期間における取得自己株式	50	64,225

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得4,000株及び単元未満株式の買取り285株であります。

2. 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3. 当期間における取得自己株式は単元未満株式の買取り50株によるものです。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (譲渡制限付株式報酬としての処分)	82,900	61,511,800	—	—
保有自己株式数	4,144,554	—	4,320,904	—

(注) 当期間における保有自己株式及び処分自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針といたします。配当については、減配を行わないことを基本とする累進配当方針を採用するとともに、総還元性向40%以上を目標としております。2026年12月期につきましては、設立50周年を記念し、記念配当を含め1株当たり35円の配当を予想しておりますが、2027年12月期以降は当該35円を基礎配当水準と位置付け、当該水準を下回らない累進配当を実施する方針です。

さらに、2026年12月期から2029年12月期までの4年間における配当及び自己株式取得の累計額を、同期間の当期純利益の累計額で除した総還元性向として70%以上を目安に、積極的な株主還元を実施してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年8月7日 取締役会決議	709	14
2026年3月30日(予定) 定時株主総会決議(注)	759	15

(注) 2025年12月31日を基準日とする期末配当であり、2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として提案しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「創造」「実行」「苦労・克服」の精神に基づき、最高の製品を提供し、お客様の「ものづくり」をサポートすることによって、社会の発展に貢献することを経営理念としております。また、当社は設立50周年を迎えるにあたり、企業としての存在意義・使命・将来像・行動原則を明確化した理念体系を2026年1月に制定いたしました。

この理念の実現には株主・投資家の皆様、お客様、従業員等全てのステークホルダーに対して、常に透明で判りやすい経営を行うことが重要であり、経営資源の効率的な運用を行うとともに、リスクマネジメントやコンプライアンス面の強化を図り、株主・投資家の皆様に対する「企業価値」が最大化するように努めてまいります。

②企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決され、当該定時株主総会直後に開催予定の取締役会の決議事項として「代表取締役の選任の件」、「人事諮問委員会、報酬委員会の委員選定の件」が付議される予定です。なお、これらが承認可決された場合においても取締役会、監査等委員会、人事諮問委員会及び報酬委員会の構成員に変更はございません。

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、監視体制の強化を通じてコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。取締役会は経営全般に対する監督機能を発揮して代表取締役・取締役・執行役員の職務の執行を監督するとともに、経営上の重要な事項についての意思決定を行い、監査等委員会は業務執行の監視を行っております。

当社の役員構成は、取締役12名（うち社外取締役7名）であり、そのうち監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）となっております。取締役会は、毎月1回定例開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。独立性の高い7名の社外取締役を招聘することにより、経営の透明性の確保と公正な意思決定の強化を図っております。なお、関係会社の経営については「関係会社運営管理規程」に基づき関係会社管理の所轄部門が、事業内容の定期的な報告を求めると、関係会社の統括管理を行い、また、「リスク管理基本規程」に基づき関係会社から各社固有のリスクについて報告を受け、当社グループ全体の適切なリスク管理を実施しており、関係会社との緊密な連携のもと「ソディック」ブランドの維持向上に努めております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成されております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、監査の方針及び実施計画の決定、監査に関する重要事項の報告等を行います。

また、執行役員制度を導入し、業務執行については各事業執行部門へ権限委譲することにより意思決定の迅速化を図っております。なお、取締役会、監査等委員会、執行役員の構成員については、「(2) 役員の状況 ①役員一覧」に記載のとおりであります。

さらに、当社は取締役会の機能を補完するため、任意に、社外取締役を含む委員で構成される人事諮問委員会及び報酬委員会を設置し、意思決定の透明性と役員報酬の妥当性を確保しております。人事諮問委員会は、取締役・執行役員の人事に関する選任基準・方針の策定、候補者の選任及び現職の評価を行っております。報酬委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・執行役員の報酬に関する方針の策定と、報酬水準及び査定、報酬額を審議し、決定しております。人事諮問委員会及び報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

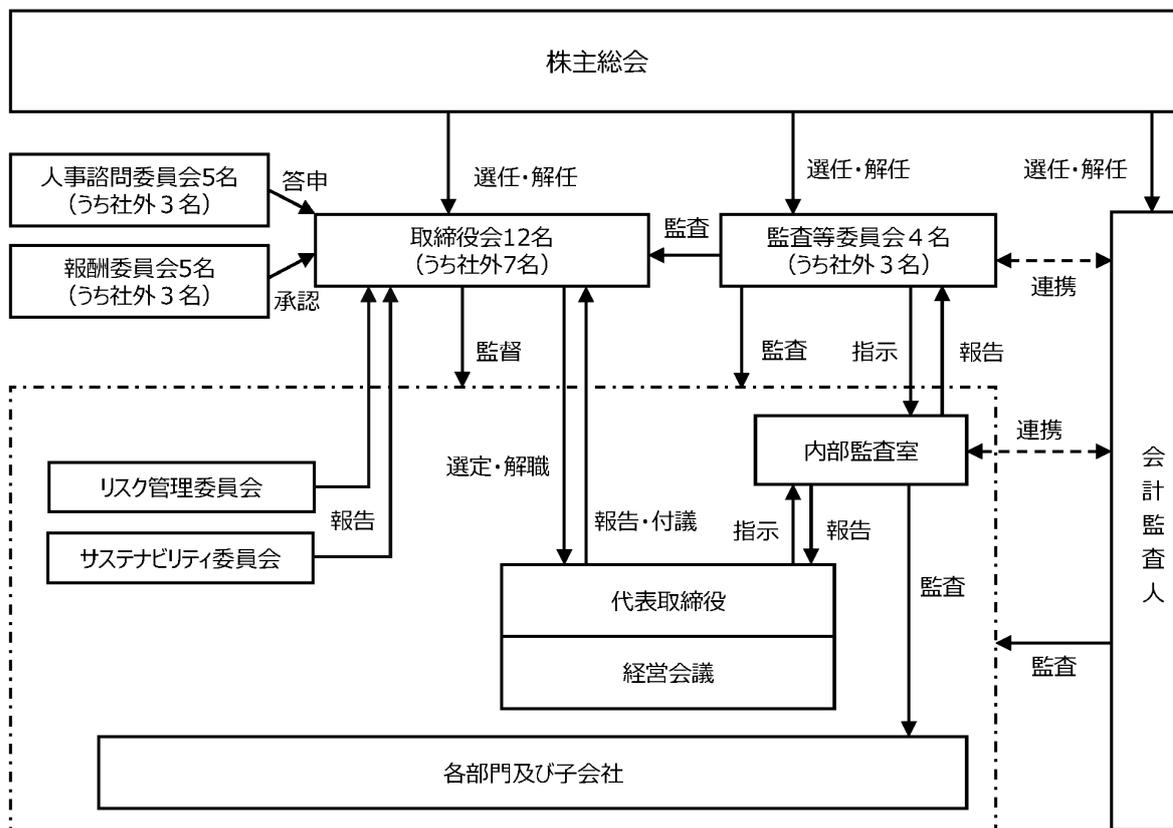
- <議長> 社外取締役 工藤和直
- <委員> 代表取締役会長 古川健一
代表取締役 CEO 社長執行役員 坏祐次
社外取締役 野波健蔵
社外取締役 後藤芳一

当社は取締役会の実効性を一層高めていくため、毎期、各取締役が自己の職務遂行状況について自己評価を実施し、監査等委員会が各取締役の自己評価結果等を踏まえ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。2025年度は実効性評価を踏まえて、社外役員の意見交換会、会議体の充実化、資本政策の見直しなどに対する活発な議論・勉強会を開催しました。取締役会の実効性は、年々向上しており、引き続き中核人材の多様性の確保や育成、長期的な経営戦略等に関してさらなる議論の拡充を進めてまいります。実効性評価をより有益なものとするため、評価項目について毎期見直しを行い、当該年度の実態に即した項目の追加等、その充実に向けてまいります。

現状の体制につきましては、取締役による相互チェックや監査等委員会による監査並びに監査等委員会が会計監査人及び内部監査室と連携を図る体制により、適正な業務執行及び監督が可能となっております。具体的な関係を図示しますと以下のとおりであります。

以下の体制図は、2026年3月27日（有価証券報告書提出日）現在の状況を表示しております。当社は、2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」を提出しております。なお、当該議案が承認可決された場合においても取締役会、監査等委員会、人事諮問委員会及び報酬委員会の構成人数に変更はございません。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



③内部統制システムの整備の状況

当社は、2025年3月28日開催の当社取締役会の決議により、業務の適正を確保するための体制の内容を一部改定いたしました。この基本方針に従い、内部統制システムをより発展させることといたします。その内容は以下のとおりになります。

(1) 会社運営の基本方針・・・当社は、以下の基本精神と経営理念を会社運営の拠り所とする。

<基本精神と経営理念>

「創造」「実行」「苦労・克服」の当社精神に則り、最高の製品を提供し、お客様の「ものづくり」をサポートすることによって、社会の発展に貢献することを経営理念とする。

これを実現し社会全体とともに継続して成長していくために、事業活動を通じて、お客様、株主・投資家の皆様、お取引先、地域社会、従業員をはじめとしたステークホルダーの皆様からの期待にお応えし、信頼できるソディックを築き上げる。

また当社は、上記の基本精神と経営理念を具体的行動に反映させるために、次の「行動指針」を日々の業務運営の指針とする。

<行動指針>

- ・常に世界最高水準のテクノロジーを追求する。
- ・お客様の立場に立ち、世界同一品質で最高の性能を持つ製品を提供する。
- ・法令、定款及び社内規程を遵守し、公明正大に行動する。
- ・安全で働きやすい職場環境を作り上げる。
- ・豊かな社会を創造するために、環境の保全と調和に努める。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役は、法令及び定款を遵守するための体制を含む内部統制システムを構築し、監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- b. 取締役会が代表取締役及び業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
- c. 内部監査室は、内部統制システムの有効性について評価し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
- d. 当社は、コンプライアンス規程及び「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」等を定め、当社企業グループの役員及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るために、役員及び使用人の研修・教育を行うものとする。
- e. 当社は、コンプライアンス違反またはそのおそれのある事実を早期に発見し是正することを目的として、社内にコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設置し、社外には社内及び経営陣から独立した第三者である弁護士の窓口を整備する。また、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に対していかなる不利益も生じさせないことを保証する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 当社は、法令及び定款並びに文書管理規程、帳票管理規程、情報リスクマネジメント規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務に係る文書の適切な作成、保存及び管理を行う。
- b. 取締役の職務執行に必要な文書及び記録等については、取締役及び会計監査人が必要に応じて閲覧または謄写することができるよう検索可能性の高い方法で保存及び管理を行うものとする。

(4) 損失の危機の管理に関する規定とその他の体制

- a. 当社は、リスク管理基本規程を定め、各部門において有するリスクの把握、分析、評価及びその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生するおそれが生じた場合に備え、リスク管理委員会を組織してあらかじめ必要な対応方針を整備し、万が一不測の事態が発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。
- b. 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を取締役会において決定する。
- c. 特に、コンプライアンス、環境（自然環境・職場環境）、災害、品質（製品品質・サービス品質・業務品質）、情報セキュリティ、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部門において規程の整備を進め、ガイドラインやマニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。
- d. 全社的なリスク管理状況の監視・監督は、リスク管理委員会が行い、重要なリスクについては取締役及び監査等委員会に報告する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- b. 取締役会は、経営組織及び職務分掌に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に業務執行を行わせる。
- c. 経営効率を向上させるため、経営会議、営業会議、合同技術会議、品質保証会議等を開催し、これに取締役（監査等委員である取締役を除く。）が参加することにより業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- d. 迅速で効率性の高い企業経営を実現するため、執行役員制度を導入し、取締役会は、経営組織及び職務分掌に基づき、執行役員に業務執行を委託しております。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、関係会社運営管理規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、重要事項の報告を求めるなど、子会社の統括管理を行う。
- b. 当社は、リスク管理基本規程に基づき、子会社から各社固有のリスクについて報告を受け、当社企業グループ全体の適切なリスク管理を実施する。
- c. 当社は、当社企業グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、会計、生産管理、販売管理等の基幹システムを統合し、業務プロセスの改善及び標準化に努める。
- d. 子会社は、当社との緊密な連携のもとに、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるように、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。

- e. 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要性を認める場合には、子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査等委員または使用人を派遣し、子会社の事業内容及び子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- f. 内部監査室は、子会社の監査を実施し、その結果を当社の代表取締役及び監査等委員会に報告する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会は、必要に応じて職務遂行を補助する使用人を置くことを求めることができる。
- b. 監査等委員を補助する使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- c. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。

(8) 当社の監査等委員に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の監査役は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行の状況及び子会社の管理状況を報告する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、法定の事項に加え、当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項や内部統制システムの構築・運用の状況について、監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準、リスク管理基本規程その他の社内規程に基づき、監査等委員会に報告する。
- b. 当社は、当社及び子会社の使用人等から内部通報があった場合は、その事実等を速やかに監査等委員に報告する。
- c. 監査等委員会は、内部監査室による子会社監査の報告によるほか、その職務を行うために必要ある事項は、子会社への往査等を通じて、子会社の取締役及び使用人等から報告を受けることができる。
- d. 当社及び子会社は、上記の報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等に対して、いかなる不利益も生じさせないことを保証する。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針

当社は、監査等委員が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言または調査等を委託し所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務遂行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）のために必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(10) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。
- b. 監査等委員会は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めるとともに、監査計画や監査結果等について説明を求める。
- c. 監査等委員会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人に監査計画や監査結果等について説明を求める。
- d. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会がその職務遂行のために、情報の収集及び交換を適切に行うことができるようにするため、監査等委員会が必要と認めた重要な調査に協力する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」に基づき、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力のいかなる不当要求に対しても、組織全体として毅然とした対応をとるものとする。
- b. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を当社企業グループの役員及び使用人に周知徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組む。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係を構築する。

④責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

社外取締役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、各社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとしております。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、執行役員及び国内子会社の取締役、監査役、当社から派遣される海外子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

⑥取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

⑦取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a. 剰余金の配当等の決定

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

b. 取締役等の責任免除

取締役（取締役であった者を含む）が、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、責任を免除することができる旨を定款に定めております。

⑩取締役会の活動状況

当社は取締役会を毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。当事業年度における活動状況は以下のとおりであります。

氏名	役職	開催回数	出席回数
古川 健一	代表取締役会長	13回	13回
塚本 英樹	取締役 専務執行役員	13回	13回
前島 裕史	取締役 常務執行役員	3回	3回
高木 正人	取締役 常務執行役員	10回	10回
工藤 和直	社外取締役	13回	13回
野波 健蔵	社外取締役	13回	13回
後藤 芳一	社外取締役	13回	13回
佐野 綾子	社外取締役	13回	12回
河本 朋英	常勤監査役	3回	3回
河原 哲郎	常勤監査等委員	13回	13回
大滝 真理	社外取締役（監査等委員）	13回	13回
郷原 玄哉	社外取締役（監査等委員）	13回	13回
大村 由紀子	社外取締役（監査等委員）	13回	13回

- (注) 1. 前島裕史氏、河本朋英氏は2025年3月28日開催の第49回定時株主総会にて退任したため同日までの出席状況、高木正人氏は同日選任されたため選任以降の出席状況を記載しております。
2. 河原哲郎氏、大滝真理氏、大村由紀子氏は2025年3月28日開催の第49回定時株主総会までは監査役として、また、同日以降は監査等委員である取締役としての出席状況を併せて記載しております。
3. 郷原玄哉氏は2025年3月28日開催の第49回定時株主総会までは社外取締役として、また、同日以降は監査等委員である取締役としての出席状況を併せて記載しております。

取締役会における具体的な検討内容としましては、取締役会付議事項にて定めている法令及び定款に定められた事項、経営全般に関する事項や重要な業務執行等について審議したほか、月次業績及び各事業の進捗状況等について報告を受けております。

⑪任意の委員会の活動状況

a. 人事諮問委員会の活動状況

当事業年度における活動状況は以下のとおりであります。

	氏名	役職	開催回数	出席回数
議長	工藤 和直	社外取締役	9回	9回
委員	古川 健一	代表取締役会長	9回	9回
委員	塚本 英樹	取締役 CEO 社長執行役員	9回	9回
委員	野波 健蔵	社外取締役	9回	8回
委員	後藤 芳一	社外取締役	9回	9回

具体的な検討内容としましては、以下のとおりであります。

- ・取締役候補者選任、執行役員選任
- ・執行役員体制
- ・スキルマトリックスの見直し

b. 報酬委員会の活動状況

当事業年度における報酬委員会の活動状況は、「(4) 役員報酬等 ①役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項 (5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任」に記載のとおりであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

当社は、2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決され、当該定時株主総会直後に開催予定の取締役会の決議事項として「代表取締役の選任の件」、「執行役員選任の件」、「人事諮問委員会、報酬委員会の委員選定の件」が付議される予定です。なお、これらが承認可決された場合においても2026年3月27日（有価証券報告書提出日）現在の役職・役割から変更はございません。

男性 9名 女性 3名 （役員のうち女性の比率 25.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (うち、株式 報酬制度に基づき 交付予定株式の数) (千株)
代表取締役会長	古川 健一	1972年8月5日生	1999年8月 当社入社 2007年4月 株式会社トム・ソディック取締役社長 2007年12月 当社財務部長 2008年4月 当社総合企画本部長 2008年6月 当社取締役 2010年6月 当社常務取締役 2012年6月 当社専務取締役 管理・総合企画担当 2012年7月 Sodick (Thailand) Co.,Ltd. 取締役会長 (現) 2014年6月 当社代表取締役副社長 2018年3月 当社代表取締役社長 2018年8月 株式会社ソディックエフ・ティ取締役会長 (現) 2024年3月 当社代表取締役 CEO 社長執行役員 2025年3月 当社代表取締役会長 (現)	(注) 2	860 (89)
代表取締役 CEO 社長執行役員	坪 祐次	1964年3月19日生	1987年4月 当社入社 1991年1月 Sodick, Inc. 出向 2005年11月 Sodick, Inc. 取締役副社長 2013年7月 当社執行役員 2013年7月 当社営業本部 副本部長欧米担当 2016年4月 Sodick, Inc. 取締役社長 2022年1月 当社工作機械事業本部 副本部長 2022年3月 当社上席執行役員 2022年11月 当社 COO (最高執行責任者) 2024年3月 当社取締役 COO 副社長執行役員 2025年3月 当社代表取締役 CEO 社長執行役員 (現)	(注) 2	55 (15)
取締役 専務執行役員 工作機械事業本部 本部長	塚本 英樹	1962年11月29日生	1985年4月 当社入社 1988年7月 Sodick (Thailand) Co.,Ltd. 出向 1998年3月 Sodick (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 (現) 2008年4月 Sodick (Thailand) Co.,Ltd. 取締役社長 2012年4月 沙迪克(厦門)有限公司董事副總經理 2012年7月 当社執行役員 生産管理本部副本部長 2012年7月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事 2014年6月 当社取締役 生産統括担当 2014年7月 当社上席執行役員 2015年6月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事長 (現) 2015年6月 沙迪克(厦門)有限公司董事長 (現) 2015年6月 当社常務取締役 生産統括担当 2020年3月 当社専務取締役 工作機械事業及び生産統括担当 2024年3月 当社取締役 CTO/CPMO 専務執行役員 2025年3月 当社取締役 専務執行役員 (現)	(注) 2	73 (38)
取締役 常務執行役員 コーポレート本部 本部長	高木 正人	1963年6月18日生	1987年4月 当社入社 1994年4月 当社生産本部第1技術部技術課主任 1998年7月 当社品質保証室技術サポート課課長 2006年10月 当社経営企画室室長 2008年2月 当社経営企画部部長 2012年7月 当社総合企画本部副本部長 執行役員 2018年4月 当社コーポレート本部副本部長 執行役員 2025年3月 当社取締役 常務執行役員 コーポレート部門 統括担当 (現)	(注) 2	22 (9)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (うち、株式 報酬制度に基 づく交付予定 株式の数) (千株)
取締役	工藤 和直	1953年3月8日生	1977年4月 住友電気工業株式会社入社 2000年1月 同社電子材料事業部ワイヤー製品部長 2001年1月 同社電子材料事業部製造部長 2004年1月 蘇州住電装有限公司董事副総経理 2007年6月 蘇州住電装有限公司董事総経理 2008年6月 住友電装株式会社執行役員 2015年6月 蘇州住電装有限公司最高顧問 2016年7月 青島京信電子有限公司高級顧問 2018年3月 当社社外取締役(現) 2018年6月 株式会社芝浦電子社外取締役	(注) 1、2	—
取締役	野波 健蔵	1949年2月21日生	1985年2月 米航空宇宙局(NASA) 研究員 1988年4月 米航空宇宙局(NASA) シニア研究員 1988年12月 千葉大学助教授 1994年4月 同大学教授 2008年4月 同大学理事・副学長(研究担当) 2012年10月 ミニサーベイヤーコンソーシアム(現 一般社団法人日本ドローンコンソーシアム) 会長(現) 2013年11月 株式会社自律制御システム研究所(現 株式会社ACSL) 代表取締役最高経営責任者(CEO) 2017年4月 千葉大学名誉教授(現) 2018年9月 株式会社自律制御システム研究所(現 株式会社ACSL) 取締役会長 2019年6月 一般財団法人先端ロボティクス財団理事長(現) 2020年3月 当社社外取締役(現) 2022年1月 株式会社Autonomyホールディングス 代表取締役CEO(現) 2023年7月 福島国際研究教育機構(F-REI) ロボット分野長(現)	(注) 1、2	—
取締役	後藤 芳一	1955年10月30日生	1980年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 2003年8月 経済産業省 産業技術環境局標準課長 2004年6月 同省中小企業庁技術課長 2008年7月 同省製造産業局次長 2010年4月 同省大臣官房審議官(製造産業局担当) 2012年10月 東京大学大学院 工学系研究科 マテリアル工学専攻 特任教授 2015年6月 パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役 2017年10月 一般財団法人機械振興協会副会長 技術研究所長 2018年6月 パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)(現) 2022年3月 当社社外取締役(現)	(注) 1、2	8
取締役	佐野 綾子	1977年12月9日生	2001年4月 ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 経済調査部 2009年1月 東京西法律事務所(現 弁護士法人 TNLAW) 入所 2018年10月 東京地方裁判所 民事調停官 2018年12月 あや総合法律事務所 代表(現) 2019年3月 株式会社すかいらーくホールディングス 社外取締役(現) 2021年3月 株式会社メタップス(現 株式会社メタップスホールディングス) 社外取締役(監査等委員) 2024年3月 当社社外取締役(現) 2024年5月 株式会社クラス社外監査役(現) 2024年6月 独立行政法人経済産業研究所監事(現) 2024年7月 株式会社アインホールディングス社外監査役(現)	(注) 1、2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (うち、株式 報酬制度に基づき 交付予定株式の数) (千株)
取締役 常勤監査等委員	河原 哲郎	1956年11月28日生	1981年4月 当社入社 2000年12月 株式会社ソディックプラスチック入社 2001年10月 当社転籍 2003年5月 株式会社ソディックハイテック取締役 2003年5月 株式会社ソディックハイテック管理統括部長 2006年4月 株式会社ソディックハイテック常務取締役 2009年9月 株式会社ソディック新横(現 株式会社ソディックエフ・ティ) 常務取締役 2009年12月 株式会社ソディック新横金型成形事業部事業部長 2013年12月 株式会社ソディックエフ・ティ専務取締役 2013年12月 株式会社ソディックエフ・ティEWS事業部事業部長 2022年7月 当社転籍 工作機械事業本部CS事業部アドバイザー 2024年3月 当社常勤監査役 2025年3月 当社取締役 常勤監査等委員(現)	(注) 3	104 (2)
取締役 監査等委員	大滝 真理	1958年8月2日生	1993年9月 岡部株式会社入社 2007年2月 ウィルソン・ラーニングワールドワイド株式会社入社 2010年8月 同社内部監査室室長 2012年6月 同社監査役 2021年3月 当社社外監査役 2025年3月 当社社外取締役 監査等委員(現)	(注) 1, 3	—
取締役 監査等委員	郷原 玄哉	1973年7月20日生	2002年10月 中央青山監査法人入所 2004年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2008年8月 郷原会計事務所開設 所長(現) 2012年11月 株式会社ダイシトラスト(現 大和ハウスパーキング株式会社) 社外監査役 2023年3月 当社社外監査役 2024年3月 当社社外取締役 2025年3月 当社社外取締役 監査等委員(現) 2026年3月 株式会社カネキカナカオ 社外監査役(現)	(注) 1, 3	0
取締役 監査等委員	大村 由紀子	1979年1月15日生	2003年4月 トヨタ自動車株式会社 入社 2007年9月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2014年8月 金融庁出向 2019年4月 三浦法律事務所 入所(現) 2020年1月 株式会社アシロ 社外取締役 2020年5月 株式会社ココペリ 監査役 2022年10月 株式会社ハルメクホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現) 2024年3月 当社社外監査役 2025年3月 当社社外取締役 監査等委員(現) 2026年3月 株式会社ユーグレナ 社外取締役 監査等委員(現)	(注) 1, 3	—
計					1,126 (155)

- (注) 1. 取締役 工藤和直氏、野波健蔵氏、後藤芳一氏、佐野綾子氏、大滝真理氏、郷原玄哉氏及び大村由紀子氏は、社外取締役であります。
2. 任期は2026年3月30日開催の第50回定時株主総会の終結の時から1年間であります。
3. 任期は2025年3月28日開催の第49回定時株主総会の終結の時から2年間であります。

4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会活性化のため、執行役員制度を導入しております。

当社は、2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決され、当該定時株主総会直後に開催予定の取締役会の決議事項として「代表取締役の選任の件」、「執行役員の選任」が付議される予定です。これらが承認可決された場合の業務執行体制については以下のとおりであります。

役名	氏名	担当・職名
代表取締役会長	古川 健一	取締役会議長
代表取締役 社長執行役員	坪 祐次	CEO
専務執行役員	塚本 英樹	工作機械事業本部 本部長
常務執行役員	高木 正人	コーポレート本部 本部長
執行役員	久保 光宏	生産統括本部 本部長 兼 工作機械事業本部 副本部長
執行役員	江戸屋 勝義	工作機械事業本部 副本部長
執行役員	原田 武則	工作機械事業本部 放電加工機事業部 事業部長
執行役員	谷口 一芳	産業機械事業部 事業部長
執行役員	豊永 竜生	アドバンスト研究センター センター長
執行役員	新家 一朗	工作機械事業本部 先端加工機事業部 事業部長
執行役員	中村 卓弘	食品機械事業部 事業部長
執行役員	米田 康治	グローバル開発センター センター長 兼 Sodick America Corporation 社長
執行役員	岩尾 健一	食品機械事業部 副事業部長
執行役員	高橋 祐介	コーポレート本部 副本部長
執行役員	土肥 祐三	工作機械事業本部 放電加工機事業部 副事業部長

② 社外役員の状況

当社は、2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」を提案しております。当該議案が承認可決され、当該定時株主総会直後に開催予定の取締役会の決議事項として「人事諮問委員会、報酬委員会の委員選定の件」が付議される予定です。なお、これらが承認可決された場合においても社外取締役の構成に変更なく、2026年3月27日（有価証券報告書提出日）現在と同数の7名になります。

a. 社外役員の選任方針及び独立性に関する基準

当社は、独立性を保ち中立な立場から客観的に監査を実施することを目的として社外取締役を選任しておりますが、その選任には、会社法上の要件に加え、下記のとおり「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しております。この資格要件を基準に社外取締役を選任しているため、社外取締役の独立性は、十分保たれていると判断しております。

当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、取締役12名中の7名を社外取締役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役が過半数を占める監査等委員会による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

<ご参考>「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員¹に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有していると判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしております。
 - ① 当社グループの業務執行者²である者
 - ② 当社グループを主要な取引先³とする者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ③ 当社グループの主要な取引先である者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ④ 当社グループから役員報酬以外に、一定額⁴を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑤ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑥ 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑦ 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者
 - ⑧ 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑨ 上記①～⑧に過去3年間において該当していた者
 - ⑩ 上記①～⑨に該当する者が重要な者⁵である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

（注）1. 社外役員とは、社外取締役をいう。

2. 業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。

3. 主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）をいう。

4. 一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。

5. 重要な者とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。

2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

b. 社外役員の当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割、選任の状況に関する考え方
 <社外取締役>

氏名	当社との関係	当社の企業統治において 果たす機能・役割、選任理由
工藤 和直	<p>同氏は当社グループの取引先である住友電装株式会社に在籍しておりましたが、当事業年度における年間取引金額は連結売上高の1%以下と僅少かつ退職後相当期間を経過しており、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</p> <p>また、当社は同社との間に原材料の仕入れ等の取引関係がありますが、当事業年度における年間取引金額は連結売上高の1%以下と僅少で、かつ同社が当社グループの意思決定に与える影響はありません。</p>	<p>同氏は、中国で事業を立上げ、製造の技術や生産のノウハウだけでなく経営の経験が豊富であり、海外を含めた当社の製造全般への助言をいただくため、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。</p>
野波 健蔵	<p>同氏は、千葉大学名誉教授、一般財団法人先端ロボティクス財団理事長、株式会社Autonomyホールディングス代表取締役CEO及び福島国際研究教育機構（F-REI）ロボット分野長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	<p>同氏は、大学における長年の研究による専門的知識を有しており、また大学ベンチャーを設立して代表取締役としての豊富な経営経験を有しております。その高い見識とベンチャー経営の経験から、当社の事業強化に有益な助言をいただくため、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。</p>
後藤 芳一	<p>同氏は、パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	<p>同氏は、経済産業省製造産業局次長や同省大臣産業審議官（製造産業局担当）等、長年、企業のものづくりを中心とした産業振興に関する経済行政分野に携わってこられ、産業分野を中心として幅広い経験と知見を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役の職務を適切に遂行することができるかと判断し、その知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。</p>

氏名	当社との関係	当社の企業統治において 果たす機能・役割、選任理由
佐野 綾子	同氏は、あや総合法律事務所代表、株式会社すかいらーくホールディングス社外取締役、株式会社クラス社外監査役、独立行政法人経済産業研究所監事及び株式会社アインホールディングス社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。	同氏は、弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識を持ち、当社以外の社外取締役や監査等委員、MB0・非公開化提案検討のための特別委員会委員長の経験等を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役職務を適切に遂行することができると判断し、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する専門的な知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、社外取締役に選任しております。 また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。
大滝 真理	—	同氏は、他社における内部監査及び監査役の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。
郷原 玄哉	同氏は、郷原会計事務所所長及び株式会社カネキカナカオ社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。	同氏は、公認会計士として長年にわたり監査法人での監査業務に携わり、財務会計の専門家としての豊富な経験を有しており、2023年3月に当社社外監査役、2024年には当社社外取締役として適切な助言等をいただいております。また、同氏は当社以外での社外監査役にも携わり、幅広い知見と経験を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役職務を適切に遂行することができると判断し、その知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、社外取締役に選任しております。 また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。

氏名	当社との関係	当社の企業統治において 果たす機能・役割、選任理由
大村 由紀子	同氏は、三浦法律事務所に在籍し、株式会社ハルメクホールディングス社外取締役（監査等委員）及び株式会社ユージェナ社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。	同氏は、弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識を持ち、他社の取締役や監査役、監査等委員も務めており、国内外の企業のM&A/企業再編や金融監督の実務まで様々な経験を有しており、これらの経験を、当社のガバナンス強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会の監督機能を強化するため、毎月開催される取締役会及び経営会議に出席し、客観的視点及び個人の専門的観点から活発な議論を交わしております。

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会、取締役会及び経営会議への出席に加え、会計監査人から四半期に1度、会計監査に関する説明を受け、情報交換・意見交換を行うこととしております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）とも年に1度会合を持ち、緊密な関係の構築を図ります。さらには、内部監査部門に対しても年1回ヒアリングを行い、内部統制の実行状況を確認します。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

当社は、2025年3月28日開催の第49回定時株主総会の承認を得て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。そのため、当事業年度の活動状況については、移行前の監査役会設置会社の内容及び移行後の監査等委員会設置会社の内容を併せて記載しております。

有価証券報告書提出日現在、当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び監査等委員である社外取締役3名の計4名で構成されております。監査等委員である社外取締役は、それぞれ、大滝真理氏は事業会社における内部監査担当者及び監査役、郷原玄哉氏は公認会計士、大村由紀子氏は弁護士としての豊富な知識と経験を有しております。

監査等委員である取締役は、取締役会に出席するとともに、その他経営に関する重要な会議に出席して経営上の重要事項に関する説明を聴取し、意見を述べております。また、年度ごとに監査計画を立案し、重要書類の閲覧や取締役等への報告聴取と業務調査、事業所や子会社の往査等により経営の監視・監督を行います。さらに、内部監査部門と適時、監査状況及び監査結果等につき報告、討議を実施し、その他に随時、情報交換を含め監査内容について会合を持ちます。会計監査人との定期的な会合として四半期ごとに監査計画及び監査結果等につき討議し、その他に随時、情報交換を含め監査内容について会合を持つことで、適正な監査実施の確保に努めます。

当事業年度において当社は監査役会を3回、監査等委員会を11回開催しており、個々の出席状況については次のとおりであります。

氏名	役職	開催回数	出席回数
河本 朋 英	常勤監査役	3回	3回
河原 哲 郎	常勤監査等委員	14回	14回
大滝 真 理	社外取締役監査等委員	14回	14回
郷原 玄 哉	社外取締役監査等委員	11回	11回
大村 由 紀 子	社外取締役監査等委員	14回	14回

(注) 河本朋英氏は2025年3月28日の第49回定時株主総会にて退任したため同日までの出席状況、郷原玄哉氏は同日選任されたため選任以降の出席状況を記載しております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査方針及び主要な監査実施項目並びに監査計画の策定、経営方針・経営計画に基づいた業務監査及び会計監査、コーポレート・ガバナンスの有効性とコンプライアンス体制の確立の確認、会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況確認、各四半期における会計監査人からの監査計画及び監査結果をもとにした協議、経理処理の留意事項の協議等であります。

また、常勤監査等委員の主な活動は、年度の監査計画の策定及び当該監査計画に基づく往査や関連文書の閲覧のほか、営業・技術・リスク管理・品質保証関連の重要な会議へ参加し、会社の業務に関する報告を受けることでもあります。その結果把握した監査状況及び監査結果は監査等委員会に報告されており、各監査等委員との相互連携を図っております。

②内部監査の状況

内部監査を実施する内部監査室は、内部監査規程に基づく代表取締役直轄の専任組織であり、5名で構成されております。内部監査では、各取締役のもとで行われる業務執行が適正かつ効率的に運用されていることを独立的かつ客観的に評価するとともに、その結果に基づく改善提案等を行っております。内部監査の結果については、定期的に取締役会、監査等委員会へ報告するほか、必要に応じてその都度報告しております。

財務報告に係る内部統制の整備・評価に関しては、会計監査人と定期的な情報共有の場を設け、的確かつ効率的な内部統制監査のための連携に努めております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

13年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 田尻 慶太

指定有限責任社員 業務執行社員 渡部 興市郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士13名、その他22名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、独立性、過去の業務実績、監査計画、監査体制、監査報酬水準等を総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会での決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

以上を踏まえ、総合的に勘案した上、太陽有限責任監査法人が適任であると判断し、選定しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人から監査計画や四半期ごとの定期的な監査結果報告及び随時の会合等において状況を確認することにより、職務遂行状況、監査体制、独立性、専門性等の観点から、会計監査人を評価しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	64	—	63	—
連結子会社	—	—	—	—
計	64	—	63	—

当社及び連結子会社において、監査公認会計士等に対する非監査業務に基づく報酬は発生していません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Grant Thorntonのメンバーファーム）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	15
連結子会社	29	4	34	1
計	29	4	34	17

当社における非監査業務の内容は、株式の取得にあたり実施した財務・税務デューデリジェンス業務であります。連結子会社における非監査業務の内容は、税務コンプライアンスの維持・向上に関するアドバイザリー業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案した上で、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(1) 基本的な考え方

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営上の課題として、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては会社業績及び各職責を踏まえた適正な成果を反映した報酬体系とします。

報酬制度の在り方、見直しの必要性については、過半数の社外取締役で構成される報酬委員会において、客観的な視点を取り入れて審議し、その答申を得て取締役会において決定します。

(2) 報酬体系

1. 当社の役員報酬は、業務執行取締役は役位・職責に応じた報酬ランクに基づく基本報酬（固定給）と、単年度の業績反映分によって構成される短期業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。なお、非業務執行取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は、基本報酬と短期業績連動報酬で構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役は、基本報酬のみを原則とします。
2. 業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の金額が多い構成としております。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は報酬委員会で、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員会の協議により内容を決定します。

(3) 業績連動報酬等に関する方針

1. 短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当年度の親会社株主に帰属する当期純利益及び種類別の報酬割合に応じて業績連動報酬総額を算定し、当年度の業績確定後に報酬委員会での審議を経た上で、決定から1か月以内に賞与として一括支給することとしております。
2. 業績指標として親会社株主に帰属する当期純利益を選定した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益の増加が株主資本の増加となり将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するためであります。
3. 当社グループは中期経営計画の目標を設定し、達成することにより親会社株主に帰属する当期純利益の増加を目指します。
4. 当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 (1) 連結経営指標等」に記載のとおりであります。

(4) 非金銭報酬等に関する方針

1. 非金銭報酬として、業務執行取締役に中長期の企業価値向上に貢献するインセンティブとして役位に応じた金銭報酬債権を支給し、同債権額に応じた自己株式を割当てる譲渡制限付株式報酬を支給しております。
2. 金銭報酬債権の総額は過去2年間のEBITDAの平均額及び単年度のES（従業員満足度調査）スコアにより算定しております。
3. 金銭報酬債権の総額指標としてEBITDAを選定した理由は、設備投資等に伴う減価償却費や金利等の増加による利益の減少に左右されず、中長期的な視野で株主価値の増大に寄与する経営を行うためであり、また、ESスコアを追加選定した理由は、当社が持続的に成長するためには、従業員のやりがいや売上や利益等、経営に重要な指標に直結すると考えているためであります。
4. 譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本的な報酬構成

固定割合（50～60%）	変動割合（40～50%）	
基本報酬	短期業績連動報酬（24～30%）	中長期インセンティブ報酬（16～20%）
代表権の有無、業績に与える影響度や貢献度等、総合的に勘案し、役位ごとに報酬水準及び固定割合を設定	単年度の業績評価 （支給率の指標：親会社株主に帰属する当期純利益）	中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利益意識の共有 （支給率の指標：EBITDAの過去2年平均、単年度のESスコア）

(5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任

当事業年度において各取締役の報酬額の決定は、取締役会で選任された社外取締役3名と社内取締役2名で構成される報酬委員会で審議し、決定いたします。

	氏名	役位	区分
報酬委員長	工藤 和直	取締役	社外
報酬委員会委員	古川 健一	代表取締役	社内
報酬委員会委員	坪 祐次	代表取締役	社内
報酬委員会委員	野波 健蔵	取締役	社外
報酬委員会委員	後藤 芳一	取締役	社外

各監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会の協議を経て支給額を決定いたします。

報酬委員会の活動状況（2025年12月期）

開催日付	出席状況	主な審議事項
2025年1月15日	5名全員出席	監査等委員会設置会社への移行に伴い株主総会決議を要する事項の審議
2025年1月24日	5名全員出席	取締役の報酬等の株主総会決議事項の決議
2025年2月4日	5名全員出席	取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の株主総会決議事項の決議
2025年2月26日	5名全員出席	役員報酬についての審議
2025年3月19日	5名全員出席	報酬委員会委員長候補者の選任、取締役の定額報酬の決議
2025年4月11日	5名全員出席	報酬委員会委員長の選任、取締役及び執行役員への譲渡制限株式の付与、役員報酬額の決議

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	中長期 インセンティブ	左記のうち 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	146	106	30	10	10	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	13	13	—	—	—	1
監査役 （社外監査役を除く）	8	8	—	—	—	2
社 外 役 員	55	55	—	—	—	10

- (注) 1. 当社は、2025年3月28日開催の第49回定時株主総会の承認を得て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2025年3月28日開催の第49回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち、社外取締役は4名）です。また当該報酬とは別枠で2025年3月28日開催の当社第49回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して非金銭報酬である譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとし、金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とする決議をいただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年3月28日開催の第49回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。
4. 上表には2025年3月28日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外取締役1名、常勤監査役2名、社外監査役2名が含まれております。なお、郷原玄哉氏は、2025年3月28日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任し、社外取締役（監査等委員）に就任したため、報酬額と人数につきましては、社外役員にまとめて記載しております。

③連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの報酬等については記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値変動によって収益を得ることを目的とする純投資目的である投資株式は保有しておりません。当社は、相手企業との関係・連携強化を図る目的で政策保有株式を保有しているため、全て純投資目的以外の投資株式として区分しております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役等における検証の内容

当社は相手企業との関係・連携強化を図る目的で、政策保有株式を保有します。個別の政策保有株式について、保有株式ごとに中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等の保有目的に沿っているか等、保有の合理性を毎年取締役会にて検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	4	90
非上場株式以外の株式	14	2,356

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	—
非上場株式以外の株式	1	790

(注) 非上場株式1銘柄の減少は、当事業年度においてAltForm S. r. l. を子会社化したことにより、同社株式を関係会社株式に振替えたことによるものであります。

c. 特定株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	139,110	139,110	主要金融機関として安定的かつ継続的な金融関係取引・協力関係の維持強化のために保有しております。	無 (注) 2
	638	267		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	101,424	101,424	主要金融機関として安定的かつ継続的な金融関係取引・協力関係の維持強化のために保有しております。	無 (注) 3
	511	381		
(株)サカタのタネ	96,600	96,600	良好な取引関係の維持・強化を目的として保有しております。	有
	412	334		
三菱鉛筆(株)	150,200	150,200	良好な取引関係の維持・強化を目的として保有しております。	有
	326	345		
(株)CCIグループ	200,000	20,000	主要金融機関として安定的かつ継続的な金融関係取引・協力関係の維持強化のために保有しております。 株式数の増加は、株式分割による増加であります。	無 (注) 4
	161	107		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
第一生命ホールディングス(株)	50,800	12,700	協力関係の維持・強化を目的として保有しております。 株式数の増加は、株式分割による増加であります。	無
	66	53		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	23,190	23,190	主要金融機関として安定的かつ継続的な金融関係取引・協力関係の維持強化のために保有しております。	無
	57	42		
日進工具(株)	48,000	48,000	良好な取引関係の維持・強化を目的として保有しております。	無
	41	36		
ユアサ商事(株)	7,100	7,100	主要販売代理店であり、取引関係の維持・強化を目的として保有しております。	無
	37	31		
(株)トミタ	24,900	24,900	主要販売代理店であり、取引関係の維持・強化を目的として保有しております。	有
	34	36		
(株)山善	22,700	22,700	主要販売代理店であり、取引関係の維持・強化を目的として保有しております。	無
	33	31		
プレス工業(株)	18,600	1,071,000	協力関係の維持・強化を目的として保有しておりましたが、持ち合い解消に向け当事業年度において一部売却しております。	無
	15	600		
ジャフコグループ(株)	4,200	4,200	協力関係の維持・強化を目的として保有しております。	無
	10	9		
NKKスイッチズ(株)	2,000	2,000	良好な取引関係の維持・強化を目的として保有しております。	有
	9	8		

(注) 1. 定量的な保有効果については、取引関係を考慮して記載しておりません。

毎期、取締役会において個別の政策保有株式について保有目的に沿っているかを検証しており、2025年12月末時点における精査の結果、全ての保有株式について保有の妥当性があることを確認しております。

2. (株)ほくほくフィナンシャルグループは当社株式を保有していませんが、同社子会社である(株)北陸銀行は当社株式を保有しております。
3. (株)三井住友フィナンシャルグループは当社株式を保有していませんが、同社子会社である(株)三井住友銀行は当社株式を保有しております。
4. (株)CCIグループは当社株式を保有していませんが、同社子会社である(株)北國銀行は当社株式を保有しております。
5. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有していませんが、同社子会社である三菱UFJ eスマート証券株式会社は当社株式を保有しております。
6. 特定投資株式の貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の1を超えるものが60銘柄に満たないため、保有する特定投資株式の全上場銘柄を記載しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	47,762	45,064
受取手形、売掛金及び契約資産	※1,※8 16,969	※1,※8 19,519
電子記録債権	※8 2,220	※8 2,685
有価証券	—	4,000
商品及び製品	11,102	12,172
仕掛品	9,641	10,349
原材料及び貯蔵品	10,879	10,866
その他	3,328	3,896
貸倒引当金	△381	△344
流動資産合計	101,522	108,208
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※2,※7 37,070	※2,※7 39,159
機械装置及び運搬具	※7 25,670	※7 26,333
工具、器具及び備品	5,021	5,277
土地	※2 8,367	※2 8,447
リース資産	3,187	3,466
建設仮勘定	661	238
減価償却累計額	△47,740	△50,726
有形固定資産合計	32,238	32,195
無形固定資産		
のれん	714	3,506
その他	1,505	1,972
無形固定資産合計	2,220	5,478
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 6,657	※3 6,339
長期貸付金	0	—
退職給付に係る資産	427	1,112
繰延税金資産	858	1,309
その他	※3 1,096	※3 1,150
貸倒引当金	△27	△100
投資その他の資産合計	9,012	9,812
固定資産合計	43,471	47,486
資産合計	144,993	155,695

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,574	6,821
電子記録債務	※8 6,040	※8 5,079
短期借入金	※2,※4,※5 4,245	※2,※4,※5 4,010
1年内償還予定の社債	140	160
1年内返済予定の長期借入金	※2 8,645	※2 7,506
未払金	1,498	1,392
未払法人税等	475	846
契約負債	3,855	5,821
製品保証引当金	498	694
品質保証引当金	3	1
賞与引当金	588	1,274
役員賞与引当金	1	58
資産除去債務	—	112
その他	2,871	3,965
流動負債合計	34,440	37,746
固定負債		
社債	160	※6 8,014
長期借入金	※2 23,963	※2 16,921
製品保証引当金	98	102
退職給付に係る負債	746	819
資産除去債務	69	52
その他	1,089	1,447
固定負債合計	26,126	27,356
負債合計	60,566	65,103
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,618	24,618
資本剰余金	9,717	9,717
利益剰余金	34,888	37,981
自己株式	△3,134	△3,075
株主資本合計	66,090	69,242
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,366	1,387
為替換算調整勘定	16,842	19,268
退職給付に係る調整累計額	78	603
その他の包括利益累計額合計	18,286	21,259
新株予約権	—	18
非支配株主持分	50	71
純資産合計	84,427	90,592
負債純資産合計	144,993	155,695

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	※1 73,668	※1 80,572
売上原価	※2,※4 49,599	※2,※4 52,364
売上総利益	24,068	28,207
販売費及び一般管理費		
人件費	※3 9,576	※3 10,697
貸倒引当金繰入額	△131	△34
のれん償却額	125	231
研究開発費	※4 2,275	※4 2,345
その他	9,990	10,743
販売費及び一般管理費合計	21,837	23,982
営業利益	2,231	4,224
営業外収益		
受取利息	512	342
受取配当金	263	117
為替差益	812	352
持分法による投資利益	102	327
助成金収入	106	294
スクラップ売却益	31	28
その他	348	358
営業外収益合計	2,178	1,822
営業外費用		
支払利息	416	422
貸倒引当金繰入額	3	16
固定資産賃貸費用	58	71
シンジケートローン手数料	191	21
株式関連取得費用	—	180
その他	113	105
営業外費用合計	782	816
経常利益	3,627	5,231
特別利益		
固定資産売却益	※5 119	※5 98
投資有価証券売却益	563	667
関係会社清算益	299	—
移転補償金	1,699	528
その他	28	46
特別利益合計	2,711	1,340
特別損失		
固定資産売却損	※6 10	※6 15
固定資産除却損	※7 152	※7 71
減損損失	※8 88	—
事業構造改善費用	※9 986	※9 573
段階取得に係る差損	—	※10 122
その他	75	0
特別損失合計	1,314	782
税金等調整前当期純利益	5,024	5,789
法人税、住民税及び事業税	1,110	1,947
法人税等調整額	△194	△665
法人税等合計	915	1,281
当期純利益	4,108	4,507
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△7	△7
親会社株主に帰属する当期純利益	4,115	4,514

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	4,108	4,507
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△30	21
為替換算調整勘定	4,596	2,428
退職給付に係る調整額	109	524
持分法適用会社に対する持分相当額	124	1
その他の包括利益合計	※1,※2 4,799	※1,※2 2,975
包括利益	8,907	7,483
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,910	7,487
非支配株主に係る包括利益	△3	△4

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,618	9,717	32,257	△3,010	63,583
当期変動額					
剰余金の配当			△1,472		△1,472
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金			△11		△11
親会社株主に帰属する当期 純利益			4,115		4,115
自己株式の取得				△178	△178
自己株式の処分				53	53
利益剰余金から資本剰余金 への振替		0	△0		－
譲渡制限付株式報酬		△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	2,630	△124	2,506
当期末残高	24,618	9,717	34,888	△3,134	66,090

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,397	12,125	△30	13,491	53	77,129
当期変動額						
剰余金の配当						△1,472
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金						△11
親会社株主に帰属する当期 純利益						4,115
自己株式の取得						△178
自己株式の処分						53
利益剰余金から資本剰余金 への振替						－
譲渡制限付株式報酬						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△30	4,717	109	4,795	△3	4,791
当期変動額合計	△30	4,717	109	4,795	△3	7,298
当期末残高	1,366	16,842	78	18,286	50	84,427

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,618	9,717	34,888	△3,134	66,090
当期変動額					
剰余金の配当			△1,467		△1,467
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金			△7		△7
親会社株主に帰属する当期 純利益			4,514		4,514
連結範囲の変動			57		57
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分				61	61
利益剰余金から資本剰余金 への振替		2	△2		－
譲渡制限付株式報酬		△2			△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,093	58	3,152
当期末残高	24,618	9,717	37,981	△3,075	69,242

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計			
当期首残高	1,366	16,842	78	18,286	－	50	84,427
当期変動額							
剰余金の配当							△1,467
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金							△7
親会社株主に帰属する当期 純利益							4,514
連結範囲の変動							57
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							61
利益剰余金から資本剰余金 への振替							－
譲渡制限付株式報酬							△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	21	2,426	524	2,972	18	21	3,012
当期変動額合計	21	2,426	524	2,972	18	21	6,164
当期末残高	1,387	19,268	603	21,259	18	71	90,592

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,024	5,789
減価償却費	3,584	3,435
のれん償却額	125	231
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	181	658
シンジケートローン手数料	191	21
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△467	681
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△145	23
受取利息及び受取配当金	△776	△461
支払利息	416	422
持分法による投資損益 (△は益)	△102	△327
為替差損益 (△は益)	△92	104
投資有価証券売却損益 (△は益)	△561	△667
固定資産除売却損益 (△は益)	42	△7
事業構造改善費用	986	573
減損損失	88	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,587	△1,999
棚卸資産の増減額 (△は増加)	2,648	△395
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,265	△202
未払金の増減額 (△は減少)	116	△81
前受金の増減額 (△は減少)	△108	△363
未払消費税等の増減額 (△は減少)	557	111
契約負債の増減額 (△は減少)	412	1,927
前渡金の増減額 (△は増加)	92	△262
移転補償金	△1,699	△528
助成金収入	△106	△294
株式取得関連費用	—	180
関係会社清算損益 (△は益)	△299	—
段階取得に係る差損益 (△は益)	—	122
その他	△793	△1,136
小計	8,991	7,552
利息及び配当金の受取額	651	837
利息の支払額	△409	△422
移転補償金の受取額	1,699	528
助成金の受取額	106	294
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,069	△1,643
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,969	7,147
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△199	△76
定期預金の払戻による収入	1,388	4,978
有価証券の取得による支出	—	△4,000
有形固定資産の取得による支出	△2,763	△2,085
有形固定資産の売却による収入	148	192
無形固定資産の取得による支出	△363	△205
投資有価証券の取得による支出	△480	—
投資有価証券の売却による収入	828	800
関係会社株式の取得による支出	△599	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △3,002
関係会社の整理による収入	369	—
貸付金の回収による収入	105	55
その他	△66	△612
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,632	△3,955

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,144	△380
長期借入れによる収入	9,405	500
長期借入金の返済による支出	△9,291	△8,680
社債の発行による収入	—	8,016
社債の償還による支出	△140	△140
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△297	△309
自己株式の取得による支出	△178	—
配当金の支払額	△1,472	△1,467
シンジケートローン手数料による支出	△191	△21
その他	△20	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,041	△2,484
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,968	1,463
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	9,263	2,171
現金及び現金同等物の期首残高	33,305	42,569
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	242
現金及び現金同等物の期末残高	※1 42,569	※1 44,983

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数21社（名称は下記）

株式会社ソディックエフ・ティ
Sodick Holding Corporation
Sodick, Inc.
Sodick Deutschland GmbH
Sodick Europe Ltd.
Sodick Europe Holdings Ltd.
Sodick Singapore Pte., Ltd.
Sodick Technology (M) Sdn. Bhd.
上海沙迪克軟件有限公司
沙迪克機電（上海）有限公司
蘇州沙迪克特種設備有限公司
沙迪克（厦門）有限公司
Sodick (H.K.) Co., Ltd.
Sodick International Trading (Shenzhen) Co., Ltd.
Sodick (Taiwan) Co., Ltd.
Sodick America Corporation
Sodick (Thailand) Co., Ltd.
Sodick Korea Co., Ltd.
Sodick Vietnam Co., Ltd.
Sodick Technologia Mexico, S.A. DE C.V.
AltForm S.r.l.

当連結会計年度において、非連結子会社でありましたSodick Tecnologia Mexico, S.A. DE C.V.は、北米地区でのビジネス拡大に向けてメキシコ市場が当社にとって重要な位置づけとなったため、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、2025年5月9日付でAltForm S.r.l.の株式を追加取得し、子会社化したため、連結の範囲に含めております。なお、AltForm S.r.l.は2025年12月5日付でPrima Additive S.r.l.から社名を変更いたしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社イマリ精工

Sodick Technologies India Private Limited

非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

連結の範囲から除いた子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 1社

Plustech Inc.

(2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社は、株式会社イマリ精工、Sodick Technologies India Private Limitedであり、持分法を適用していない主要な関連会社は、STK Technology (Jiangsu) Co., Ltd.であります。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結財務諸表の親会社株主に帰属する当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性に乏しいため、これらの会社に対する投資については、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、

以外のもの 売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法（特例処理の条件を満たす場合には特例処理を採用）

③ 棚卸資産

商品……………主として先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品及び仕掛品……………主として個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……………主として先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～56年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただしソフトウェアについては、自社利用目的のものは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、販売目的のものは見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額を計上しております。

なお、販売目的のソフトウェアの当初における見込販売有効期間は3年としております。

③ リース資産

所有権移転外ファイ……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決め

ナンス・リース取引 があるものは当該残価保証額、それ以外のものはゼロとする定額法によっ

てに係るリース資産 ております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員への賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員への賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。

⑤ 品質保証引当金

当社は、有償修理後に発生する品質保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして、品質保証引当金を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

① 工作機械事業、産業機械事業

主に放電加工機、マシニングセンタ、射出成形機などの製品の開発、製造、販売及びその消耗品の販売並びに保守サービスの提供を行っております。

これらの製品の販売については、輸出取引を除き、製品を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に顧客が検収した時点で収益を認識しております。輸出取引においては、貿易条件等に基づき支配が顧客に移転した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、貿易条件等に基づき支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

消耗品販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから出荷時に収益を認識しております。

保守サービスについては、顧客との契約に基づく保守を完了し、顧客が当社グループの製品を利用できる状態にすることが履行義務であると判断しており、主に実施した保守サービスが顧客に検収された時点で収益を認識しております。また、合意された仕様に従った製品保証を超えて提供している製品の保証期間内における無償保守サービスについては、保証期間の経過に応じて顧客が便益を享受することから、保証期間の経過に伴い履行義務が充足されると判断し、保証期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

② 食品機械事業

主に製麺機、麺製造プラント、無菌包装米飯製造装置などの製品の開発、製造及び販売並びに保守サービスの提供を行っております。

これらの製品の販売については、当社グループの履行により別の用途に転用できない資産が生じること、及び当社グループが履行を完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有していることから一定期間にわたり充足する履行義務があり、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、コストに基づくインプット法により収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合には、原価回収基準により収益を認識しております。

保守サービスについては、顧客との契約に基づく保守を完了し、顧客が当社グループの製品を利用できる状態にすることが履行義務であると判断しており、主に実施した保守サービスが顧客に検収された時点で収益を認識しております。

なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法…金利スワップ取引のうち「金利スワップの特例処理」（金融商品に関する会計基準注解）の対象となる取引については当該特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…金利スワップ取引
- b. ヘッジ対象…変動金利借入の支払金利

③ ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、財務上のリスク管理対策の一環として、デリバティブ取引を行っております。借入金等の金利変動リスク軽減のために金利スワップ取引を行うものとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんの償却については、投資効果の発現する期間で均等償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に期限が到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産（相殺前）	1,956	2,533

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の利益計画に基づき課税所得が十分に確保できることなどの理由により、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の収益性に係る判断は、将来の市場の動向その他の要因により影響を受けます。回収可能性の評価にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	32,238	32,195
無形固定資産	2,220	5,478
固定資産に係る減損損失 （事業構造改善費用に含めて表 記したものを含む）	453	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、全ての資産グループについて減損の兆候がないことから減損損失の認識が不要と判断いたしました。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
棚卸資産	31,623	33,388
評価損計上額(売上原価)	423	△65
評価損計上額(事業構造改善費用)	—	324

なお、評価損計上額は戻し入れ額と相殺した後のものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、製品及び仕掛品は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、原材料及び貯蔵品は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）にて評価しております。

当社グループでは、機械は受注に基づいて製造されることが多く、販売可能性が見込まれない製品や仕掛品が発生するリスクは高くない一方、過去に販売した機械の保守や修理のためのパーツの保有では保有期間が長期化する傾向にあります。これらの棚卸資産の保有期間が長期化するに伴い、販売及び消費可能性が低下することが想定されることから、在庫保有期間及び過去の販売や消費の実態に基づいたルールを策定し、当該ルールのもと、滞留在庫に対する評価損を計上しております。なお、製品及び仕掛品のうち機械については、正味売却価額に基づき、収益性の低下を検討しております。

評価減の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

4. 工事原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する売上高	5,655	5,035

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、工事契約に係る収益を計上するにあたり、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しており、食品機械事業の売上高の大半は当該収益認識基準を適用しております。進捗度の見積りにおいては、当連結会計年度末までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合を工事進捗度とするコストに基づくインプット法を採用しております。

工事原価総額は、工事を進めるうえでの予算（以下、実行予算という。）を基礎として見積られておりますが、実行予算は、顧客から要求される仕様や品質条件等を勘案して作成され、その見積りには不確実性が伴います。工事の進捗に応じて、不具合が生じた場合や顧客からの要望による仕様変更が生じた場合には、新たな見積りが必要となり、実行予算の適時かつ適切な見直しが必要となるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. AltForm S. r. l. の株式取得に伴う取得原価の配分

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上する金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	—	2,920
その他(技術関連資産)	—	841

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは先進レーザー技術分野の事業規模の拡大・研究開発の推進を目的として、金属3Dプリンタ及び材料加工における先進的なレーザー技術を搭載した製品を展開しているAltForm S. r. l. の株

め、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた2,872百万円は「役員賞与引当金」1百万円、「その他」2,871百万円として組替えております

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
受取手形	1,889百万円	2,659百万円
売掛金	12,510	15,407
契約資産	2,570	1,451
計	16,969	19,519

※2. 担保資産及び担保付債務

借入金等の担保に供されている資産(簿価)は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物及び構築物	1,638百万円	1,828百万円
土地	3,227	3,227
計	4,866	5,056

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
短期借入金	100百万円	100百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,936	4,390
長期借入金	4,350	4,896
計	9,387	9,387

※3. 非連結子会社及び関連会社に対する株式及び出資金

投資その他の資産

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券(株式)	3,324百万円	3,453百万円
その他(出資金)	378	352

※4. 財務制限条項

前連結会計年度(2024年12月31日)

連結子会社である株式会社ソディックエフ・ティは、2023年12月14日に株式会社横浜銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより資金調達を行い、2024年12月24日に変更契約を締結しております。この変更契約に基づく当連結会計年度末の借入金残高は1,300百万円であり、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、75%以上に維持すること。
- ② 2023年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日において、単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

ただし、2024年12月期は対象外とする。

当連結会計年度(2025年12月31日)

連結子会社である株式会社ソディックエフ・ティは、2025年12月15日に株式会社横浜銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより資金調達を行いました。この契約に基づく当連結会計年度末の借入金残高は1,000百万円であり、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2025年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2024年12月期末の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2025年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日において、単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

※ 5. 財務制限条項

前連結会計年度（2024年12月31日）

当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとし、契約期間を契約日より4年間とするシンジケートローンによるコミットメントライン契約を2024年3月26日に締結しております。この契約に基づく借入金残高は当連結会計年度末2,000百万円であり、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。なお、2023年12月期及び2024年12月期の2期を初回の判定期とする。
- ② 2023年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。なお、2023年12月期及び2024年12月期の2期を初回の判定期とする。
- ③ 2024年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される株主資本の合計金額を、2023年12月期末日における単体の貸借対照表に記載される株主資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ④ 2024年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される株主資本の合計金額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される株主資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

当連結会計年度（2025年12月31日）

当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとし、契約期間を契約日より4年間とするシンジケートローンによるコミットメントライン契約を2024年3月26日に締結しております。この契約に基づく借入金残高は当連結会計年度末2,000百万円であり、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2023年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。なお、2023年12月期及び2024年12月期の2期を初回の判定期とする。
- ② 2023年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。なお、2023年12月期及び2024年12月期の2期を初回の判定期とする。
- ③ 2024年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される株主資本の合計金額を、2023年12月期末日における単体の貸借対照表に記載される株主資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。
- ④ 2024年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される株主資本の合計金額を、2023年12月期末日における連結貸借対照表に記載される株主資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

※ 6. 財務制限条項

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

当社は2025年8月4日に第2回転換社債型新株予約権付社債を発行しており、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 2024年12月期以降の連結若しくは単体の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ② 当社の2024年12月期以降の各事業年度の末日における連結の通期の貸借対照表に記載される株主資本合計の額が、直前の事業年度の末日における通期の貸借対照表に記載される株主資本合計の額の75%を下回らないようにすること。
- ③ 当社の2024年12月期以降の各事業年度の末日における単体の通期の貸借対照表に記載される株主資本合計の額が、直前の事業年度の末日における通期の貸借対照表に記載される株主資本合計の額の75%を下回らないようにすること。

※ 7. 有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物及び構築物	28百万円	28百万円
機械装置及び運搬具	84	84

※ 8. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
受取手形	27百万円	3百万円
電子記録債権	62	160
電子記録債務	67	46

(連結損益計算書関係)

※ 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載した内容と同一であります。

※ 2. 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損益（益は△）（前連結会計年度に計上した簿価切下額の戻入額と当連結会計年度に計上した簿価切下額を相殺した額）が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	423百万円	△65百万円

※ 3. 人件費に含まれている主要な項目は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	296百万円	385百万円
給与及び手当	6,563	6,668
賞与	652	1,081
賞与引当金繰入額	260	573
役員賞与引当金繰入額	16	77
法定福利費	1,056	1,138
福利厚生費	533	568
退職給付費用	197	190

※ 4. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	3,035百万円	3,464百万円

※ 5. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	－百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	119	96
工具、器具及び備品	－	1
合計	119	98

※ 6. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	2百万円	－百万円
機械装置及び運搬具	8	15
合計	10	15

※7. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	73百万円	5百万円
機械装置及び運搬具	27	55
工具、器具及び備品	27	4
土地	6	—
建設仮勘定	17	4
その他無形固定資産	—	0
合計	152	71

※8. 減損損失

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
日本	宮崎保養所	建物、土地等

当社グループは、減損損失を把握するにあたり、原則として継続してキャッシュ・フローの把握が可能な最小の単位で資産をグルーピングしております。

当連結会計年度において、宮崎県にある保養所が遊休資産となり、評価額を算定した結果、建物、土地等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（88百万円）として特別損失に計上しました。

その主な内訳は、建物及び構築物67百万円、土地20百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、市場価格を適切に反映している指標に基づいて算定した価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

※9. 事業構造改善費用

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは企業価値向上に向けた収益性の改善を目的として、以下の構造改革を実施しております。

	構造改革の内容	連結財務諸表 計上額
固定資産売却損	経営資源の選択と集中を目的とした社宅の売却	356百万円
固定資産除却損	生産体制の最適化を目的とした不要固定資産整理	3
棚卸廃棄損	製品開発の選択と集中を目的とした棚卸資産の廃棄	36
減損損失 (※)	蘇州の工場移転・縮小に伴う移転しない固定資産の減損損失	365
特別退職金	生産体制の最適化を目的とした人員整理に伴う特別退職金	224
合計		986

(※)内訳は建物及び構築物213百万円、機械及び運搬具66百万円、工具及び備品12百万円、その他無形固定資産（借地権）72百万円であります。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社グループは企業価値向上に向けた収益性の改善を目的として、以下の構造改革を実施しております。

	構造改革の内容	連結財務諸表 計上額
棚卸評価損等	事業所の撤退に伴い保有する在庫数量を見直した結果、余剰となった棚卸資産の評価損等	355百万円
棚卸廃棄損	製品開発の選択と集中を目的とした棚卸資産の廃棄	15
棚卸廃棄損等	LED生産拠点の移転に伴い不要となった棚卸資産の廃棄等	31
特別退職金	生産体制の最適化を目的とした人員整理に伴う特別退職金	170
合計		573

※10. 段階取得に係る差損

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当連結会計年度において、AltForm S.r.l.（旧社名：Prima Additive S.r.l.）の株式を追加取得し、連結子会社としたことにより発生したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	498百万円	852百万円
組替調整額	△563	△667
計	△65	185
為替換算調整勘定：		
当期発生額	4,596	2,428
組替調整額	—	—
計	4,596	2,428
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	155	746
組替調整額	△13	△30
計	141	715
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	124	1
組替調整額	—	—
計	124	1
法人税等及び税効果調整前合計	4,797	3,330
法人税等及び税効果額	2	△354
その他の包括利益合計	4,799	2,975

※2. その他の包括利益に関する法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
法人税等及び税効果調整前	△65百万円	185百万円
法人税等及び税効果額	34	△163
法人税等及び税効果調整後	△30	21
為替換算調整勘定：		
法人税等及び税効果調整前	4,596	2,428
法人税等及び税効果額	—	—
法人税等及び税効果調整後	4,596	2,428
退職給付に係る調整額：		
法人税等及び税効果調整前	141	715
法人税等及び税効果額	△32	△191
法人税等及び税効果調整後	109	524
持分法適用会社に対する持分相当額：		
法人税等及び税効果調整前	124	1
法人税等及び税効果額	—	—
法人税等及び税効果調整後	124	1
その他の包括利益合計		
法人税等及び税効果調整前	4,797	3,330
法人税等及び税効果額	2	△354
法人税等及び税効果調整後	4,799	2,975

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	54,792,239	—	—	54,792,239
合計	54,792,239	—	—	54,792,239
自己株式				
普通株式(注)1,2	4,051,960	243,809	72,600	4,223,169
合計	4,051,960	243,809	72,600	4,223,169

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加243,809株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加240,900株、譲渡制限付株式報酬として処分した株式のうち無償取得した2,509株、単元未満株式の買取りによる増加400株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少72,600株は、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少72,600株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	761	15	2023年12月31日	2024年3月29日
2024年8月8日 取締役会	普通株式	711	14	2024年6月30日	2024年9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	758	利益剰余金	15	2024年12月31日	2025年3月31日

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	54,792,239	—	—	54,792,239
合計	54,792,239	—	—	54,792,239
自己株式				
普通株式（注）1, 2	4,223,169	4,285	82,900	4,144,554
合計	4,223,169	4,285	82,900	4,144,554

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4,285株は、譲渡制限付株式報酬として処分した株式のうち無償取得した4,000株、単元未満株式の買取りによる増加285株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少82,900株は、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少82,900株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回新株予約権（2025年8月4日発行）（注）1	普通株式	—	2,148,200	—	2,148,200	18
提出会社	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（2025年8月4日発行）（注）2, 3, 4.	普通株式	—	8,592,900	—	8,592,900	8,014

(注) 1. 第1回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、発行によるものであります。

3. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	758	15	2024年12月31日	2025年3月31日
2025年8月7日 取締役会	普通株式	709	14	2025年6月30日	2025年9月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年3月30日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年3月30日 定時株主総会	普通株式	759	利益剰余金	15	2025年12月31日	2026年3月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	47,762百万円	45,064百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△5,192	△80
現金及び現金同等物	42,569	44,983

2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

株式の取得により新たにAltForm S. r. l. を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにAltForm S. r. l. 株式の取得価額とAltForm S. r. l. 取得のための支出 (純額) との関係は次のとおりであります。

流動資産	2,278百万円
固定資産	899
のれん	2,795
流動負債	△1,851
固定負債	△266
非支配株主持分	△25
為替換算調整勘定	△138
AltForm S. r. l. 株式の取得価額	3,690
AltForm S. r. l. 現金及び現金同等物	△502
段階取得に係る差損	122
取得関連費用	186
既存株式	△493
差引: AltForm S. r. l. 取得のための支出	3,002

3. 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の金額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の金額	332百万円	3百万円

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、工作機械事業における生産設備 (機械装置及び運搬具)、複写機・複合機 (工具、器具及び備品)、
全社資産における太陽光発電システム (機械装置及び運搬具) であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減
価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入や社債発行による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、外貨建の金銭債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役へ報告されております。

また、長期貸付金は主に関係会社に対して実行しており、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債は主に設備投資及び研究開発に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税)及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほとんどが2か月以内に納付期限が到来するものであります。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (*2)			
①満期保有目的の債券	10	9	△0
②その他有価証券	2,783	2,783	—
(2) 長期貸付金	0	0	0
資産計	2,793	2,793	0
(1) 社債 (*3)	300	295	△4
(2) 長期借入金 (*4)	32,608	32,365	△243
負債計	32,908	32,660	△248
デリバティブ取引 (*5)	△145	△145	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済及び返済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	3,797
組合出資金 (※)	66

(※) 投資事業有限責任組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 社債には、1年内償還予定の社債も含まれております。

(*4) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	47,762	—	—	—
受取手形	1,889	—	—	—
売掛金	12,510	—	—	—
電子記録債権	2,220	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	10	—	—
長期貸付金	—	0	—	—
合計	64,381	10	—	—

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,245	—	—	—	—	—
社債	140	160	—	—	—	—
長期借入金	8,645	7,434	5,925	4,200	3,420	2,982
合計	13,030	7,594	5,925	4,200	3,420	2,982

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,783	—	—	2,783
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△145	—	△145
資産計	2,783	△145	—	2,638

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	9	—	9
長期貸付金	—	0	—	0
長期預金	—	4,986	—	4,986
資産計	—	4,996	—	4,996
社債	—	295	—	295
長期借入金	—	32,365	—	32,365
負債計	—	32,660	—	32,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している公債は、取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価評価は、取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入や社債発行による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、外貨建の金銭債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券である合同運用指定金銭信託は、信託期間が短期間かつ安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役へ報告されております。

また、長期貸付金は主に関係会社に対して実行しており、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債は主に設備投資及び研究開発に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほとんどが2か月以内に納付期限が到来するものであります。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 (*2)			
①満期保有目的の債券	10	9	△0
②その他有価証券	2,356	2,356	—
資産計	2,366	2,365	△0
(1) 社債 (*3)	8,174	8,172	△2
(2) 長期借入金 (*4)	24,427	23,888	△539
負債計	32,602	32,060	△541
デリバティブ取引 (*5)	△58	△58	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済及び返済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、「有価証券及び投資有価証券」に含まれる合同運用指定金銭信託4,000百万円についても、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	3,921
組合出資金 (※)	51

(※) 投資事業有限責任組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 社債には、1年内償還予定の社債も含まれております。

(*4) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	45,064	—	—	—
受取手形	2,659	—	—	—
売掛金	15,407	—	—	—
電子記録債権	2,685	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
(1)満期保有目的の債券	—	10	—	—
(2)その他	4,000	—	—	—
合計	69,816	10	—	—

(注2) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,010	—	—	—	—	—
社債	160	—	—	—	8,014	—
長期借入金	7,506	5,996	4,272	3,491	2,327	833
合計	11,676	5,996	4,272	3,491	10,342	833

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,356	—	—	2,356
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△58	—	△58
資産計	2,356	△58	—	2,298

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	9	—	9
資産計	—	9	—	9
社債	—	8,172	—	8,172
長期借入金	—	23,888	—	23,888
負債計	—	32,060	—	32,060

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している公債は、取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価評価は、取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	10	9	△0
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	10	9	△0
合計		10	9	△0

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	10	9	△0
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	10	9	△0
合計		10	9	△0

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,783	1,241	1,542
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,783	1,241	1,542
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		2,783	1,241	1,542

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,356	623	1,733
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,356	623	1,733
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		2,356	623	1,733

3. 売却した有価証券

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	618	563	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	210	—	—
小計	828	563	—

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	800	667	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	800	667	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (2024年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	1,441	—	1,570	△130
	ユーロ	559	—	574	△14
合計		2,001	—	2,145	△145

当連結会計年度 (2025年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	765	—	777	△13
	ユーロ	1,442	—	1,486	△45
合計		2,208	—	2,264	△58

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度 (2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2025年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しており、当社及び一部の連結子会社は、確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（全て積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度（全て非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

当社グループは、複数事業主制度の確定給付企業年金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

当社及び一部の連結子会社は、選択型確定拠出制度（個々の従業員の意思による、確定拠出年金への拠出もしくはライフプラン手当として給与加算のいずれかを選択）を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
退職給付債務の期首残高	4,870百万円	5,071百万円
勤務費用	318	308
利息費用	51	47
数理計算上の差異の発生額	△27	△629
退職給付の支払額	△237	△215
為替換算差額	95	65
連結範囲の変動	—	34
退職給付債務の期末残高	5,071	4,683

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
年金資産の期首残高	4,509百万円	4,752百万円
期待運用収益	96	115
数理計算上の差異の発生額	141	4
事業主からの拠出額	195	198
退職給付の支払額	△200	△96
為替換算差額	4	3
その他	5	△1
年金資産の期末残高	4,752	4,975

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,325百万円	3,863百万円
年金資産	4,752	4,975
	△427	△1,112
非積立型制度の退職給付債務	746	819
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	319	△292
退職給付に係る負債	746	819
退職給付に係る資産	△427	△1,112
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	319	△292

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
勤務費用	318百万円	308百万円
利息費用	51	47
期待運用収益	△96	△115
数理計算上の差異の費用処理額	△42	△58
過去勤務費用の費用処理額	28	28
確定給付制度に係る退職給付費用	259	210

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
過去勤務費用	22百万円	25百万円
数理計算上の差異	118	690
合 計	141	715

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
未認識過去勤務費用	△124百万円	△99百万円
未認識数理計算上の差異	251	941
合 計	126	842

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
債券	49%	46%
株式	21	22
現金及び預金	6	9
その他	24	23
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
割引率	0.85～2.81%	1.25～2.20%
長期期待運用収益率	1.24250～2.3	1.27333～2.3
予定昇給率	1.9～4.6	1.9～4.0

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度149百万円、当連結会計年度153百万円であります。

4. 複数事業主制度

日本工作機械関連企業年金基金

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金制度への要拠出額は、前連結会計年度137百万円、当連結会計年度135百万円でありました。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2024年12月31日現在)	当連結会計年度 (2025年12月31日現在)
年金資産の額	8,829百万円	9,193百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	8,503	7,820
差引額	326	1,372

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 17.16% (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度 16.73% (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な原因は、財政上の剰余金（前連結会計年度326百万円、当連結会計年度1,372百万円）であります。

なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	110百万円	97百万円
棚卸資産評価損	1,860	2,032
賞与引当金	171	371
役員賞与引当金	—	16
投資有価証券評価損	973	865
税務上の繰越欠損金(注)2	1,805	1,483
退職給付に係る負債	△22	△191
未実現利益	992	1,234
製品保証引当金	117	115
減損損失	431	432
減価償却超過額	272	219
その他	1,277	1,023
繰延税金資産小計	7,989	7,703
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△1,744	△1,332
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,308	△3,837
評価性引当額小計(注)1	△6,053	△5,169
繰延税金負債との相殺	△1,077	△1,223
繰延税金資産合計	858	1,309
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	386	550
その他	903	1,256
繰延税金負債小計	1,290	1,806
繰延税金資産との相殺	△1,077	△1,223
繰延税金負債合計	212	582

(注) 1. 評価性引当額が883百万円減少しております。この減少の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、将来の課税所得の増加が見込まれたことにより、将来減算一時差異に関する評価性引当額が減少したことによるものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計
税務上の繰越欠損金(※)	255	125	337	539	388	159	1,805
評価性引当額	△223	△100	△337	△534	△388	△159	△1,744
繰延税金資産	31	25	—	4	—	—	61

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計
税務上の繰越欠損金(※)	52	114	549	406	360	—	1,483
評価性引当額	△0	△114	△451	△406	△360	—	△1,332
繰延税金資産	52	—	98	—	—	—	150

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(注) 3. 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由は、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している連結子会社について、翌期の課税所得の見込額から将来減算一時差異を控除した金額が、税務上の繰越欠損金を十分上回ると見込まれるためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△14.6	△17.2
受取配当金消去	14.1	22.8
住民税均等割	0.9	0.8
海外子会社との税率差異	△6.2	△10.2
評価性引当額の増減	△6.1	△5.9
試験研究費等の税額控除	△1.7	△3.6
在外子会社の留保利益に係る税効果	0.2	4.0
未実現利益に係る税効果未認識額	△1.0	△6.6
海外子会社からの配当に係る海外源泉税	2.5	2.5
段階取得に係る差損	—	0.6
取得関連費用	—	1.6
のれん償却	0.8	1.2
台湾留保金課税	0.2	0.2
過年度法人税等	△0.1	0.1
その他	△1.8	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.2	22.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Prima Additive S.r.l.
事業の内容 主に金属3Dプリンタ製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及びPrima Additive S.r.l.は、2024年3月29日付資本業務提携契約の締結以降、金属3Dプリンタにおいて、日本・欧州・北米を中心とした相互の製品ラインアップ拡充やクロスセル、両社による新規領域/アプリケーションの開拓や販売ネットワークの拡大等を検討してまいりました。今回の追加株式取得及び子会社化によって、今後、さらに金属3Dプリンタ分野における両社が有する特徴を補完し合うことで、当社グループは事業の再編成を促進し、グローバルでの生産・販売体制を強化することができ、当社グループ経営のさらなる効率化を企図した上で、一層の競争力強化を図ることが可能と考えております。

(3) 企業結合日

2025年5月9日(株式取得日)
2025年6月30日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

- (5) 結合後企業の名称
Prima Additive S. r. l. (2025年12月5日にAltForm S. r. l. に名称変更しております。)
- (6) 取得した議決権比率
 企業結合直前に所有していた議決権比率 9.50%
 企業結合日に追加取得した議決権比率 84.85%
 取得後の議決権比率 94.35%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた被取得企業の株式の企業結合日における時価	371百万円
	追加取得に伴い支出した金額(現金及び預金)	3,318百万円
<hr/>		
取得原価		3,690百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用 294百万円

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 122百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

2,795百万円

のれん金額は、中間連結会計期間末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算出された金額でありましたが、当連結会計年度末に確定しております。

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

13年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,278百万円
固定資産	899
資産合計	3,177
流動負債	1,851
固定負債	266
負債合計	2,118

8. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
技術関連資産	805百万円	13年

9. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末 (2024年12月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

製造設備の石綿障害予防規則等に伴うアスベスト除去に係る費用、フロン回収破壊法によるフロン除去に係る費用、及び、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等を有している賃借物件に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は12年から48年、割引率は0.398%から2.308%を採用しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	67百万円
時の経過による調整額	1
期末残高	69

当連結会計年度末 (2025年12月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

製造設備の石綿障害予防規則等に伴うアスベスト除去に係る費用、フロン回収破壊法によるフロン除去に係る費用、及び、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等を有している賃借物件に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は12年から48年、割引率は0.398%から2.308%を採用しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	69百万円
時の経過による調整額	1
その他増減額 (△は減少)	94
期末残高	164

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(1)財又はサービスの種類別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	工作機械	産業機械	食品機械		
製品販売	38,377	7,956	6,579	5,057	57,972
保守サービス・ 消耗品	12,977	1,603	1,115	—	15,696
合計	51,355	9,560	7,695	5,057	73,668

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、精密金型・精密成形事業、要素技術事業等を含んでおります。

2. グループ間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2)地域別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計
	工作機械	産業機械	食品機械		
日本	10,018	3,792	4,706	4,865	23,383
北・南米	10,333	1,403	33	—	11,771
欧州	6,321	176	—	—	6,498
中華圏	17,918	2,534	888	188	21,529
その他アジア	6,763	1,652	2,067	2	10,486
合計	51,355	9,560	7,695	5,057	73,668

(注) 1. 国または地域別の収益は顧客の所在地に基づき、分解しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、精密金型・精密成形事業、要素技術事業等を含んでおります。

3. グループ間の内部取引控除後の金額を表示しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(1)財又はサービスの種類別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	工作機械	産業機械	食品機械		
製品販売	44,522	8,051	5,847	5,557	63,979
保守サービス・ 消耗品	13,809	1,678	1,104	—	16,593
合計	58,332	9,730	6,952	5,557	80,572

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、精密金型・精密成形事業、要素技術事業等を含んでおります。

2. グループ間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 地域別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計
	工作機械	産業機械	食品機械		
日本	9,916	4,103	3,831	5,306	23,157
北・南米	11,438	1,491	63	0	12,994
欧州	7,260	59	—	—	7,319
中華圏	22,744	2,466	1,697	247	27,156
その他アジア	6,972	1,608	1,359	2	9,943
合計	58,332	9,730	6,952	5,557	80,572

(注) 1. 国または地域別の収益は顧客の所在地に基づき、分解しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、精密金型・精密成形事業、要素技術事業等を含んでおります。

3. グループ間の内部取引控除後の金額を表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎情報は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2024年1月1日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	13,769	16,619
契約資産	2,236	2,570
契約負債	3,296	3,855

契約資産は、主に、食品機械の販売等の一定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する当社グループの権利であり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は主に2種類あり、一つは製品の引渡前に当社グループが顧客から受け取った対価、もう一つは製品の販売と同時に提供している追加の保証サービスを保証期間に応じて繰り延べたものであり、両方とも通常、当社グループが履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。当連結会計年度に認識した収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、1,910百万円であります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2025年1月1日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	16,619	20,752
契約資産	2,570	1,451
契約負債	3,855	5,821

契約資産は、主に、食品機械の販売等の一定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する当社グループの権利であり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は主に2種類あり、一つは製品の引渡前に当社グループが顧客から受け取った対価、もう一つは製品の販売と同時に提供している追加の保証サービスを保証期間に応じて繰り延べたものであり、両方とも通常、当社グループが履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。当連結会計年度に認識した収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、2,191百万円であります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
履行義務の充足に関する進捗に応じた残存履行義務	3,661	3,019
保証サービスに係る残存履行義務	1,328	1,320
顧客に付与するポイントに係る残存履行義務	46	9

履行義務の充足に関する進捗に応じた残存履行義務は食品機械事業に係るもので、当該履行義務の充足に関する進捗に応じて、概ね2年以内に収益を認識することを見込んでおります。

保証サービスに係る残存履行義務は、製品の販売と同時に提供している追加の保証サービスを保証期間に応じて繰り延べたものであり、概ね3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

顧客に付与するポイントに係る残存履行義務は、消耗品の購入に対して顧客に付与した、将来の消耗品の取得に使用できるポイントを行使または失効まで繰り延べたものであり、概ね2年以内に収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、上記金額には含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、「工作機械事業」、「産業機械事業」、「食品機械事業」の3つを報告セグメントとしております。

「工作機械事業」は、放電加工機並びにマシニングセンタの開発・製造・販売を行っております。「産業機械事業」は、プラスチック射出成形機の開発・製造・販売を行っております。「食品機械事業」は、麺製造プラント、製麺機等の開発・製造・販売を行っております。

2. 報告セグメントの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントごとの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の売上高は、第三者間取引価格を参考に決定しております。

3. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失、資産及びその他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2, 3, 4, 5, 6	連結財務諸 表計上額 (注) 7, 8
	工作機械	産業機械	食品機械	報告 セグメント 計				
売上高								
外部顧客への売上高	51,355	9,560	7,695	68,611	5,057	73,668	—	73,668
セグメント間の内部 売上高又は振替高	102	46	0	148	1,640	1,788	△1,788	—
計	51,457	9,606	7,695	68,759	6,697	75,457	△1,788	73,668
セグメント利益又は 損失 (△)	3,447	823	969	5,240	△323	4,916	△2,685	2,231
セグメント資産	86,249	12,817	6,769	105,836	10,358	116,195	28,798	144,993
その他の項目								
減価償却費	1,960	169	191	2,322	772	3,094	178	3,272
のれんの償却額	106	—	—	106	18	125	—	125
減損損失	365	—	—	365	—	365	88	453
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,049	449	89	2,587	125	2,712	46	2,759

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、精密金型・精密成形事業、要素技術事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△2,685百万円には、セグメント間取引消去23百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,709百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない本社機能に係る費用であります。

3. セグメント資産の調整額28,798百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産29,437百万円、セグメント間取引消去△638百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社機能に係る資産であります。

4. その他の項目の減価償却費の調整額178百万円の内容は、各報告セグメントに配分していない全社の減価償却費178百万円であります。

5. その他の項目の減損損失の調整額88百万円の内容は、各報告セグメントに配分していない全社の減損損失88百万円であります。

6. その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額46百万円は、各報告セグメントに配分していない全社の有形固定資産及び無形固定資産46百万円であります。

7. 減損損失の連結財務諸表計上額453百万円には、事業構造改善費用に含めて表示したものを含まず。

8. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2, 3, 4, 5	連結財務諸 表計上額 (注) 6
	工作機械	産業機械	食品機械	報告 セグメント 計				
売上高								
外部顧客への売上高	58,332	9,730	6,952	75,015	5,557	80,572	—	80,572
セグメント間の内部 売上高又は振替高	206	114	0	321	2,108	2,429	△2,429	—
計	58,539	9,844	6,952	75,336	7,665	83,002	△2,429	80,572
セグメント利益	5,465	518	981	6,966	428	7,395	△3,170	4,224
セグメント資産	103,933	11,817	6,285	122,036	10,122	132,159	23,536	155,695
その他の項目								
減価償却費	1,935	158	187	2,281	653	2,935	207	3,142
のれんの償却額	212	—	—	212	18	231	—	231
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,922	370	17	2,310	43	2,354	34	2,388

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、精密金型・精密成形事業、要素技術事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△3,170百万円には、セグメント間取引消去△110百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△3,060百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない本社機能に係る費用であります。

3. セグメント資産の調整額23,536百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産24,701百万円、セグメント間取引消去△1,164百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社機能に係る資産であります。

4. その他の項目の減価償却費の調整額207百万円の内容は、各報告セグメントに配分していない全社の減価償却費207百万円であります。

5. その他の項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額34百万円は、各報告セグメントに配分していない全社の有形固定資産及び無形固定資産34百万円であります。

6. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北・南米	欧州	中華圏	その他アジア	合計
23,383	11,771	6,498	21,529	10,486	73,668

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 中華圏のうち、中国は18,906百万円であります。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北・南米	欧州	中華圏	その他アジア	合計
19,974	929	1,412	5,314	4,607	32,238

(注) 1. 中華圏のうち、中国は4,982百万円であります。

2. その他アジアのうち、タイは3,950百万円であります。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北・南米	欧州	中華圏	その他アジア	合計
23,157	12,994	7,319	27,156	9,943	80,572

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 中華圏のうち、中国は23,870百万円であります。

3. 北・南米のうち、アメリカは11,882百万円であります。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北・南米	欧州	中華圏	その他アジア	合計
19,184	872	1,741	6,019	4,378	32,195

(注) 1. 中華圏のうち、中国は5,684百万円であります。

2. その他アジアのうち、タイは3,751百万円であります。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（のれん）

（単位：百万円）

	工作機械	産業機械	食品機械	その他	全社・消去	合計
当期償却額	117	—	—	18	—	135
当期末残高	664	—	—	100	—	764

（負ののれん）

（単位：百万円）

	工作機械	産業機械	食品機械	その他	全社・消去	合計
当期償却額	10	—	—	—	—	10
当期末残高	49	—	—	—	—	49

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（のれん）

（単位：百万円）

	工作機械	産業機械	食品機械	その他	全社・消去	合計
当期償却額	223	—	—	18	—	242
当期末残高	3,462	—	—	82	—	3,545

（負ののれん）

（単位：百万円）

	工作機械	産業機械	食品機械	その他	全社・消去	合計
当期償却額	10	—	—	—	—	10
当期末残高	38	—	—	—	—	38

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

関連当事者との取引の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

関連当事者との取引の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

関連当事者との取引の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

関連当事者との取引の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,668.55円	1,786.89円
1株当たり当期純利益金額	81.06円	89.19円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	83.35円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	4,115	4,514
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,115	4,514
普通株式の期中平均株式数(千株)	50,774	50,619
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	1
普通株式増加数(千株)	—	3,531
(うち転換社債型新株予約権付社債(千株))	—	(3,531)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	第1回新株予約権 新株予約権の数 21,482個 (普通株式 2,148,200株)

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の強化及び経営環境の変化に対応した機動的資本政策により、株式価値の向上を図るため、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 100万株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合1.97%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 10億円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2026年2月16日～2026年4月15日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ソディック エフ・ティ	第4回無担保社債 (注) 1	2019年12月18日	300 (140)	160 (160)	0.28	なし	2026年12月18日
(株)ソディック	第2回無担保転換 社債型新株予約権 付社債 (注) 1、2	2025年8月4日	— (—)	8,014 (—)	—	なし	2030年8月5日
合計	—	—	300 (140)	8,174 (160)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償
株式の発行価格 (円)	931
発行価額の総額 (百万円)	8,016
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (百万円)	—
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	自 2025年8月5日 至 2030年8月1日

注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしてします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
160	—	—	—	8,014

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,245	4,010	1.40	—
1年以内返済予定の長期借入金	8,645	7,506	1.01	—
1年以内返済予定のリース債務	303	652	4.69	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	23,963	16,921	1.23	2027年～ 2032年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	868	443	3.83	2027年～ 2031年
合計	38,026	29,533	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	5,996	4,272	3,491	2,327	833
リース債務	225	65	50	45	56

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	37,980	80,572
税金等調整前中間 (当期) 純利益 (百万円)	1,872	5,789
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (百万円)	1,088	4,514
1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	21.52	89.19

(注) 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、中間連結会計期間の関連する各項目については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の数値を記載しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,895	9,437
受取手形	※3, ※5 277	※5 162
電子記録債権	※5 2,028	※5 2,637
売掛金	※3 9,484	※3 13,396
契約資産	2,570	1,451
有価証券	—	4,000
商品及び製品	2,713	2,817
仕掛品	5,365	5,628
原材料及び貯蔵品	5,432	4,462
未着品	58	63
前渡金	242	446
前払費用	269	252
関係会社短期貸付金	347	344
未収入金	※3 2,125	※3 3,651
立替金	80	128
未収消費税等	1,028	795
その他	20	18
貸倒引当金	△28	△6
流動資産合計	49,911	49,690
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1, ※4 17,397	※1, ※4 17,725
減価償却累計額	△8,772	△9,221
建物（純額）	8,625	8,504
構築物	1,186	1,178
減価償却累計額	△874	△911
構築物（純額）	311	266
機械及び装置	※4 7,016	※4 7,078
減価償却累計額	△5,817	△5,885
機械及び装置（純額）	1,198	1,192
車両運搬具	56	57
減価償却累計額	△55	△55
車両運搬具（純額）	0	1
工具、器具及び備品	2,918	3,016
減価償却累計額	△2,715	△2,802
工具、器具及び備品（純額）	203	214
土地	※1 6,313	※1 6,298
リース資産	359	359
減価償却累計額	△183	△233
リース資産（純額）	176	126
建設仮勘定	207	69
有形固定資産合計	17,036	16,674

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
無形固定資産		
のれん	303	228
借地権	11	11
ソフトウェア	742	517
電話加入権	28	28
その他	33	30
無形固定資産合計	1,119	817
投資その他の資産		
投資有価証券	2,943	2,508
関係会社株式	13,388	17,380
出資金	0	0
関係会社出資金	9,207	9,207
関係会社長期貸付金	2,040	2,320
長期前払費用	298	328
前払年金費用	462	519
敷金及び保証金	66	59
繰延税金資産	115	230
その他	82	54
貸倒引当金	△6	△5
投資その他の資産合計	28,598	32,603
固定資産合計	46,754	50,095
資産合計	96,665	99,785

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	※5 6,040	※5 5,079
買掛金	※3 4,411	※3 4,581
短期借入金	2,348	2,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 8,270	※1 7,317
リース債務	54	81
未払金	777	691
未払費用	438	541
未払法人税等	271	387
契約負債	1,069	806
預り金	63	88
製品保証引当金	285	276
品質保証引当金	3	1
賞与引当金	458	1,125
役員賞与引当金	—	53
その他	671	18
資産除去債務	—	882
流動負債合計	25,164	23,931
固定負債		
社債	—	8,014
長期借入金	※1 23,459	※1 17,114
リース債務	125	44
製品保証引当金	98	102
資産除去債務	63	46
その他	3	3
固定負債合計	23,750	25,325
負債合計	48,915	49,256
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,618	24,618
資本剰余金		
資本準備金	9,719	9,719
資本剰余金合計	9,719	9,719
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15,302	17,977
利益剰余金合計	15,302	17,977
自己株式	△3,134	△3,075
株主資本合計	46,506	49,240
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,243	1,269
評価・換算差額等合計	1,243	1,269
新株予約権	—	18
純資産合計	47,749	50,528
負債純資産合計	96,665	99,785

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
製品売上高	36,033	37,749
商品売上高	2,842	3,231
役務提供売上高	4,384	4,524
売上高合計	※1 43,260	※1 45,504
売上原価		
製品期首棚卸高	2,269	2,328
当期製品製造原価	※1 27,327	※1 28,865
小計	29,596	31,193
他勘定振替高	※2 4	※2 237
製品期末棚卸高	2,328	2,241
製品売上原価	27,263	28,714
商品期首棚卸高	459	385
当期商品仕入高	※1 1,940	※1 2,491
商品期末棚卸高	385	575
商品売上原価	2,015	2,300
役務提供原価	3,774	3,490
売上原価合計	33,053	34,505
売上総利益	10,206	10,999
販売費及び一般管理費		
運賃及び荷造費	490	470
広告宣伝費	213	244
サービス費	42	41
役員報酬	189	220
給料及び手当	2,471	2,393
賞与	61	397
賞与引当金繰入額	195	450
役員賞与引当金繰入額	—	53
退職給付費用	104	105
法定福利費	478	549
福利厚生費	119	111
旅費及び交通費	234	243
交際費	70	51
消耗品費	42	71
租税公課	399	388
減価償却費	488	491
通信費	62	61
賃借料	214	199
支払手数料	1,041	1,037
販売手数料	682	638
図書印刷費	18	17
研究開発費	1,642	1,525
貸倒引当金繰入額	14	△20
その他	334	293
販売費及び一般管理費合計	9,612	10,036
営業利益	594	962

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業外収益		
受取利息	244	128
受取配当金	※1 1,910	※1 2,991
為替差益	845	244
固定資産賃貸料	※1 133	※1 123
雑収入	100	156
営業外収益合計	3,233	3,644
営業外費用		
支払利息	340	354
固定資産賃貸費用	151	144
シンジケートローン手数料	190	—
雑損失	84	70
営業外費用合計	766	570
経常利益	3,061	4,036
特別利益		
固定資産売却益	※3 63	※3 64
投資有価証券売却益	563	662
移転補償金	274	—
その他	29	46
特別利益合計	931	773
特別損失		
固定資産除却損	※4 97	※4 38
減損損失	88	—
事業構造改善費用	※5 392	※5 371
その他	37	0
特別損失合計	616	409
税引前当期純利益	3,376	4,400
法人税、住民税及び事業税	336	536
法人税等調整額	△168	△280
法人税等合計	168	255
当期純利益	3,207	4,145

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	24,618	9,719	—	9,719	13,568	13,568	△3,010
当期変動額							
剰余金の配当					△1,472	△1,472	
当期純利益					3,207	3,207	
自己株式の取得					—	—	△178
自己株式の処分					—	—	53
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0	△0	△0	
譲渡制限付株式報酬			△0	△0			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	1,734	1,734	△124
当期末残高	24,618	9,719	—	9,719	15,302	15,302	△3,134

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	44,896	1,302	1,302	46,198
当期変動額				
剰余金の配当	△1,472			△1,472
当期純利益	3,207			3,207
自己株式の取得	△178			△178
自己株式の処分	53			53
利益剰余金から資本剰余金への振替	—			—
譲渡制限付株式報酬	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△59	△59	△59
当期変動額合計	1,610	△59	△59	1,550
当期末残高	46,506	1,243	1,243	47,749

当事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	24,618	9,719	—	9,719	15,302	15,302	△3,134
当期変動額							
剰余金の配当					△1,467	△1,467	
当期純利益					4,145	4,145	
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							61
利益剰余金から資本剰余金への振替			2	2	△2	△2	
譲渡制限付株式報酬			△2	△2			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	2,675	2,675	58
当期末残高	24,618	9,719	—	9,719	17,977	17,977	△3,075

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	46,506	1,243	1,243	—	47,749
当期変動額					
剰余金の配当	△1,467				△1,467
当期純利益	4,145				4,145
自己株式の取得	△2				△2
自己株式の処分	61				61
利益剰余金から資本剰余金への振替	—				—
譲渡制限付株式報酬	△2				△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		25	25	18	44
当期変動額合計	2,733	25	25	18	2,778
当期末残高	49,240	1,269	1,269	18	50,528

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法（特例処理の条件を満たす場合には特例処理を採用）

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 製品、仕掛品並びに未着品

個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	2～50年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～9年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェアについては、自社利用目的のものは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、販売目的のものは見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。

なお、販売目的のソフトウェアの当初における見込販売有効期間は3年としております。

のれんについては、投資効果の発現する期間で均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額、それ以外のものはゼロとする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により案分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

また、当事業年度については年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

(5) 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。

(6) 品質保証引当金

有償修理後に発生する品質保証費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき必要額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上については連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち「金利スワップの特例処理」（金融商品に関する会計基準注解）の対象となる取引については当該特例処理を適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ① ヘッジ手段…金利スワップ取引
- ② ヘッジ対象…変動金利借入の支払金利

(3) ヘッジ方針

財務上のリスク管理対策の一環として、デリバティブ取引を行っております。借入金等の金利変動リスク軽減のために金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産（相殺前）	580	882

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 1. 繰延税金資産の回収可能性 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	17,036	16,674
無形固定資産	1,119	817
固定資産に係る減損損失	88	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度において、産業機械セグメント（帳簿価額34百万円）及びその他のセグメント（帳簿価額10百万円）に含まれる資産グループについてその生ずる損益が継続してマイナスとなっており、減損の兆候がありました。事業計画を基礎として算出した割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていたため減損損失の認識が不要と判断いたしました。なお、割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、製品の売上高の予測から各種費用の予測を控除して算定した事業計画にリスクシナリオを加味した計画を採用しております。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
棚卸資産	13,570	12,972
評価損計上額（売上原価）	463	326
評価損計上額（事業構造改善費用）	—	324

なお、評価損計上額は戻入額と相殺した後のものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 3. 棚卸資産の評価 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

4. 工事原価総額の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 4. 工事原価総額の見積り (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額」に記載した内容と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 4. 工事原価総額の見積り (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1. 借入金等の担保に供されている資産(簿価)は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
建物	1,273百万円	1,496百万円
土地	3,124	3,124
合計	4,398	4,621

上記に対応する債務

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	23,002百万円	17,389百万円
合計 (根抵当権の極度額)	23,002 (9,287)	17,389 (9,287)

2. 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(外貨については決算日の為替相場により換算しております。)

前事業年度(2024年12月31日)

保証先	金額 (百万円)
Sodick (Thailand) Co., Ltd.	393 (11,446千タイバーツ、340百万円)
Sodick Europe Holdings Ltd.	131 (0百万ユーロ)
合計	525

当事業年度(2025年12月31日)

保証先	金額 (百万円)
Sodick (Thailand) Co., Ltd.	396 (11,446千タイバーツ、340百万円)
AltForm S. r. l.	61 (0百万ユーロ)
合計	458

※3. 関係会社に対する主な資産・負債

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
受取手形	0百万円	—百万円
売掛金	5,497	8,390
未収入金	2,109	3,641
買掛金	1,530	2,058

※4. 有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
建物	28百万円	28百万円
機械及び装置	84	84

※5. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
受取手形	27百万円	3百万円
電子記録債権	62	160
電子記録債務	67	46

(損益計算書関係)

※1. 関係会社に係る注記

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
関係会社への売上高	16,708百万円	18,825百万円
関係会社よりの仕入高	15,089	16,009
関係会社よりの受取配当金	1,735	2,901
関係会社よりの固定資産賃貸料	121	113

※2. 他勘定振替高内訳

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
機械及び装置	4百万円	237百万円

※3. 固定資産売却益

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
機械及び装置	63百万円	62百万円
その他	—	1
合計	63	64

※4. 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物	62百万円	3百万円
構築物	5	0
機械及び装置	22	30
土地	6	—
その他	0	4
合計	97	38

※ 5. 事業構造改善費用

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は企業価値向上に向けた収益性の改善を目的として、以下の構造改革を実施しております。

	構造改革の内容	財務諸表 計上額
固定資産売却損	経営資源の選択と集中を目的とした社宅の売却	356百万円
棚卸廃棄損	製品開発の選択と集中を目的とした棚卸資産の廃棄	36
合計		392

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社は企業価値向上に向けた収益性の改善を目的として、以下の構造改革を実施しております。

	構造改革の内容	財務諸表 計上額
棚卸評価損等	事業所の撤退に伴い保有する在庫数量を見直した結果、余剰となった棚卸資産の評価損等	355百万円
棚卸廃棄損	製品開発の選択と集中を目的とした棚卸資産の廃棄	15
合計		371

(有価証券関係)

前事業年度 (2024年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社及び関連会社株式の時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は下記のとおりです。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	13,311
関係会社株式	77

当事業年度 (2025年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社及び関連会社株式の時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は下記のとおりです。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	17,303
関係会社株式	77

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	10百万円	3百万円
賞与引当金	140	344
役員賞与引当金	—	16
棚卸資産評価損	1,316	1,515
有価証券評価損	978	865
減損損失	294	294
製品保証引当金	117	115
減価償却超過額	275	195
税務上の繰越欠損金	326	—
その他	596	722
繰延税金資産小計	4,055	4,072
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△326	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,148	△3,190
評価性引当額小計	△3,475	△3,190
繰延税金資産合計	580	882
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	322	488
有形固定資産	0	0
前払年金費用	141	163
その他	0	0
繰延税金負債合計	464	652
繰延税金資産(負債)の純額	115	230

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△15.8	△19.3
住民税均等割	1.0	0.8
評価性引当額の増減	△14.1	△6.6
海外子会社からの配当に係る海外源泉税	5.7	5.0
のれん償却額	0.7	0.5
試験研究費等の特別税額控除	△3.2	△4.8
その他	△0.4	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0	5.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載した内容と同一であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に記載した内容と同一であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

詳細につきましては、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) (自己株式の取得)」に記載のとおりであります。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	17,397	430	102	17,725	9,221	548	8,504
構築物	1,186	2	10	1,178	911	47	266
機械及び装置	7,016	400	338	7,078	5,885	350	1,192
車両運搬具	56	1	1	57	55	1	1
工具、器具及び備品	2,918	143	45	3,016	2,802	132	214
土地	6,313	—	14	6,298	—	—	6,298
リース資産	359	—	—	359	233	49	126
建設仮勘定	207	162	300	69	—	—	69
有形固定資産計	35,455	1,142	814	35,783	19,109	1,129	16,674
無形固定資産							
のれん	2,034	—	—	2,034	1,806	75	228
特許権	26	—	—	26	26	—	—
借地権	11	—	—	11	—	—	11
ソフトウェア	3,339	144	356	3,127	2,610	369	517
電話加入権	28	—	—	28	—	—	28
その他	40	117	119	39	8	1	30
無形固定資産計	5,481	262	475	5,269	4,451	446	817
長期前払費用	516	64	11	568	225	24	343 (14)

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

2. 長期前払費用の差引当期末残高欄の()書の金額(内数)は1年以内に費用化される長期前払費用であり、貸借対照表上、流動資産「前払費用」に計上しております。

3. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	加賀第1工場 空調刷新工事	334百万円
機械及び装置	棚卸資産からの振替	237百万円
工具器具備品	白色干渉計搭載 レーザー顕微鏡	14百万円
	レーザー元素分析装置	13百万円
	フィルタブラケット(金型)	8百万円
	デジタルマイクロスコープ一式	8百万円
	建設仮勘定	加賀第8工場 空調機器更新工事
ソフトウェア	Laser Micro Jet 装置一式	32百万円
	ソフトウェアの機能向上、改良	97百万円
	バックアップシステム	12百万円
その他	販売目的ソフトウェア開発	99百万円

4. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	加賀第1工場 空調刷新工事	169百万円
	Laser Micro Jet 装置一式	65百万円
その他	販売目的ソフトウェア開発	97百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	35	7	—	32	11
製品保証引当金	383	378	—	383	378
品質保証引当金	3	1	—	3	1
賞与引当金	458	1,125	458	—	1,125
役員賞与引当金	—	53	—	—	53

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、回収及び洗替によるものであります。

2. 製品保証引当金、品質保証引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	(中間) 6月30日、(期末) 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.sodick.co.jp/ir/ir-f.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株主の権利

当社では、単元未満株主の権利を制限できる旨を、以下のように定款に定めております。

第7条 (単元未満株主の売渡請求)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第8条 (単元未満株主の権利制限)

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第49期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月28日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第50期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月7日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年3月31日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（第1回新株予約権及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）及びその添付書類

2025年7月18日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(5)に係る有価証券届出書の訂正届出書 2025年7月29日関東財務局長に提出

(7) 自己株券買付状況報告書

金融商品取引法第24条の6第1項 2026年3月12日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月27日

株式会社ソディック

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻 慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 興市郎
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソディックの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソディック及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事契約に係る収益認識における工事原価総額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、製麺機、麺製造プラント、無菌包装米飯製造装置などの製品開発、製造及び販売をする食品機械事業を行っており、当連結会計年度における当該事業の売上高は6,952百万円、売上高全体に占める割合は8.6%である。当該事業は他の事業に比べて個別性が高く、かつ、受注から検収までの期間が長期になる傾向がある。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）4．工事原価総額の見積りに記載のとおり、会社は工事契約に係る収益を計上するに当たり、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しており、食品機械事業の売上の大半は当該収益認識基準を適用している。</p> <p>履行義務の充足に係る進捗度の見積りにおいては、当連結会計年度末までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合に基づくインプット法を採用している。</p> <p>このうち、工事原価総額は、工事を進めるうえでの予算（以下、実行予算という。）を基礎として見積られるが、実行予算は、顧客から要求される仕様や品質条件等を勘案して作成され、その見積りには不確実性を伴う。加えて、工事の進捗に応じて、不具合が生じた場合や顧客からの要望による仕様変更が生じた場合には、新たな見積りが必要となり、実行予算の適時かつ適切な見直しが必要となる。</p> <p>工事契約に係る収益認識における工事原価総額の見積りは不確実性を伴うことから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、会社の工事契約に係る収益認識における工事原価総額の見積りの合理性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事原価総額の見積りに関する内部統制の整備及び運用状況の評価を実施した。評価に当たっては、特に以下の内部統制に焦点を当てた。 <ul style="list-style-type: none"> －工事原価総額の見積りの基礎となる実行予算の信頼性を製造部門責任者の承認により確保する統制 －工事の進捗に応じて、作成された実行予算を適時かつ適切に最新の実行予算へ見直す統制 ・ 工事原価総額の見積りの基礎となる実行予算の合理性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> －実行予算に基づく計画原価率が、監査人の設定した一定の範囲を超えるものについて、製造部門責任者等に質問し、実行予算の合理性を確かめた。 －実行予算見直しに係る検討資料を閲覧するとともに、工事着手後の状況変化の有無及びそれに伴う実行予算の見直しの要否に関する判断について、製造部門責任者や経理部門責任者等に質問した。 ・ 当連結会計年度に完成した工事に関する原価実績総額と実行予算とを比較し、実行予算の見積りの不確実性を評価した。

AltForm S.r.l. (旧社名 Prima Additive S.r.l.) の取得に伴う取得原価の配分	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】 (企業結合等関係) 及び (重要な会計上の見積り) の5. AltForm S.r.l. の株式取得に伴う取得原価の配分に記載のとおり、会社は2025年5月9日に、AltForm S.r.l. (旧社名 Prima Additive S.r.l.) の発行済株式における議決権の84.85%を追加取得し、当連結会計年度より連結子会社としている。</p> <p>会社は、AltForm S.r.l. の取得に伴い、外部の評価専門家を利用して、識別可能資産及び負債を把握し、これらの企業結合日における時価を基礎として取得原価の配分を行っている。その結果、技術関連資産805百万円が識別され、のれん2,795百万円が発生している。この識別した技術関連資産の時価は、当該資産から得られる将来キャッシュ・フローの現在価値 (ロイヤリティ免除法に基づくインカム・アプローチ) で測定されている。技術関連資産の測定に当たっては、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる将来事業計画における売上高、並びにロイヤリティ免除法に基づくインカム・アプローチにおけるロイヤリティ率及び陳腐化率、割引率を重要な仮定としている。</p> <p>将来事業計画における売上高は、取得時点における受注残高及び金属3Dプリンタ事業に係る将来の需要予測に基づく予想販売台数並びに過去の販売実績等に基づく予想販売単価によって算定されている。</p> <p>当該取得原価の配分の決定には高度な専門的知識が必要となり、また上記の重要な仮定は将来予測を含む経営者の判断と不確実性を伴う。</p> <p>以上のことから、当監査法人は、AltForm S.r.l. の取得に伴う取得原価の配分を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、AltForm S.r.l. (旧社名 Prima Additive S.r.l.) の取得に伴う取得原価の配分を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> AltForm S.r.l. の事業内容、事業環境、株式取得の目的、株式取得の経緯等を理解するため、経営者に質問を実施し、取締役会議事録、契約書等の関連資料を閲覧した。 会社が利用した外部の評価専門家の適性、能力及び客観性を評価した。 AltForm S.r.l. の事業計画について、株式価値の算定と取得原価の配分のそれぞれに用いられた事業計画との間に不整合がないかどうかを確かめるとともに、以下の手続を実施し、将来事業計画に含まれる重要な仮定である売上高の合理性を確かめた。 <ul style="list-style-type: none"> 取得時点の受注残高について、契約書等との証憑突合を行った。 金属3Dプリンタ事業に係る将来の需要予測に基づく売上高について、経営者に質問し、同事業の市場規模に係る外部公表データ等との整合性を確かめた。 将来事業計画に使用する販売単価について、過去の販売実績における販売単価との整合性を確かめた。 ロイヤリティ免除法におけるロイヤリティ率については、会社の金属3Dプリンタ技術に関するライセンス実績と比較し、その合理性を確かめた。 取得原価の配分において会社が利用した外部の評価専門家の報告書入手し、当監査法人のネットワーク・フレームの評価専門家を関与させて、会社が技術関連資産の時価の算定に際して使用した評価技法及びインカム・アプローチに用いられた重要な仮定である陳腐化率及び割引率について、その合理性を確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソディックの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ソディックが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

株式会社ソディック

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田尻 慶太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 興市郎

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソディックの2025年1月1日から2025年12月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソディックの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事契約に係る収益認識における工事原価総額の見積りの合理性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（工事契約に係る収益認識における工事原価総額の見積りの合理性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。